

Bubble and Transformation of Contemporary Capitalism in Japan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/27733

バブル経済と日本型現代資本主義の変容

—— 日本型現代資本主義の展開(4) ——

村 上 和 光

はじめに

I 基礎構造

II 組織化体系(I)—— 階級宥和策

III 組織化体系(II)—— 資本蓄積促進策

おわりに —— 全体的総括

はじめに

前稿¹⁾では、1970年代のいわゆる「低成長期」を対象にして、この運動局面が、日本型・現代資本主義におけるどのような歴史的位相に相当するのかを検討した。そしてその具体的考察を通して、まさにそれが、日本型・現代資本主義の「変質過程」以外ではない点を論証した。そうであれば、これまでに体系化してきたように、日本資本主義は、まず「戦後再建期」において①「日本型・現代資本主義の『再編』」を成し遂げた後、ついで「高度成長期」の中で②その「確立」を実現しつつ、そのうえで、まさにこの「低成長期」に直面して③その「変質」に立ち至った——とこそ図式化されてよいことになる。しかし歴史の歯車はもう一回転の進行を余儀なくされる。いうまでもなく、この「低成長期」は、その後、景気浮揚策および減量経営展開をバネとしながら円高不況を乗り越えつつ、80年代後半から「バブル景気」へと脱却していくからに他ならない。分析視角の転回が迫られる。

すなわち、すでにチェックしたように、「低成長期」においては、「現代資本主義の2大基本課題」をなす「階級宥和策・資本蓄積促進策」の両方ともが、特

に経済構造の「低成長化」に制約を受けて、その発動能力を大きく減退させる以外になかった。まさにそこからこそ、「現代資本主義の『変質』」が帰結したといつてよかったが³、とすれば、この点を立脚点にして、直ちに新たな問題に直面せざるを得まい。つまり、「バブル景気」は、景気上昇を土台として、逆に、果たして「現代資本主義の基本課題」を再び強化し得たのであろうか——という疑問、これである。しかし、後に立ち入って提示するように問題図柄はいわば全く否であって、バブル期においては、「現代資本主義の基本課題」のさらに一層の「空洞化」こそが進行をみる。その点で、むしろ「日本型・現代資本主義の『変容』」こそが現出していく。まさにこの「変質→変容」過程分析こそが、本稿の基本目標に他ならない。

しかし本稿の分析射程はそこで終わるのではない。というのも、この作業の最終課題は、それを媒介として、さらにその奥に、「バブル期＝日本型・現代資本主義の『変容』」という命題の、まさにその「歴史的本質」を解明したい——というキー・ポイントこそが設定されるべきだからである。そして、この「歴史的本質」として、本稿では、「バブル型・資本主義展開＝現代資本主義の『墓穴掘り』」という試論提起を試みるが、まさにこの「墓穴掘り」の歴史的意義を明確にすることによって、「日本型・現代資本主義」の、その「到達点」と「行方」とを提示してみたい。それこそ、「基本目標」に立脚した、本稿の「課題」である。

I 基礎構造

〔1〕政治過程 まず考察全体の総体的枠組みとして、バブル期の(1)「基礎構造」分析が不可欠だが、最初にその前提条件をなす、①この局面の「政治過程」²⁾から入っていこう。そこでまず第1に、このバブル期総体の「政治過程」を帰結させた基本土台たる、(a)「格差社会進行」の現状を押さえておかねばならない。すなわち、最初に1つ目に、その基礎を形成する(イ)「所得格差」構造が前提をなすが、このバブル景気の過程で、高度成長期には一定の「平準化」が確認された「所得格差」は再び拡大傾向へと転じた。そこでこの点をいくつかの側面からチェックすると、まず(A)「規模別賃金格差」が目立ち、例えば『毎月勤労統計調査』に拠れば、従業員500人以上企業賃金＝100とした場合、1981年

では、「5－29人規模」賃金＝60.1,「30－99人」＝72.2,「100－499人」＝83.8だったものが、バブル進行とともに全体として低下基調で推移し、86年にはそれぞれ58.3－68.2－80.9(第1表)へと下落をみた。こうして、バブル景気の中で「規模別賃金格差」はその鎌首を持ち上げる。

しかしそれだけではない。ついで、ヨリ深刻なのはむしろ(B)「法定外福利費・規模別格差」であって、それは例えば以下のような図式を描いた(第2表)。すなわち、「規模別」の基準を、「5000人以上」、「1000－4999人」、「300－999人」、「100－299人」、「30－99人」の5つに設定し、そのうえで「最上位」＝100としつつ80年と88年とを比較した場合、まず「法定外福利費」全体が、各分類基準で、「64.4－46.1－32.4－28.1」からそれぞれ「46.0－32.6－26.6－25.7」へと顕著に低下して格差拡大の深化が一目瞭然だが、そのなかでも取り分けその程度が大きいのは「退職金等の費用」に他ならない。というのも、この「退職金」は、「75.0－52.7－33.6－24.6」からそれぞれ「57.7－37.2－31.6－19.7」へと急降下しているからであって、従業員の老後の生活状況を根本的に規定する「退職金」に関して、バブル期での大幅な格差拡大が進んだ——と判断する以外にはない。まさに「格差拡大」の進行である。

第1表 規模別賃金格差の推移

(500人以上＝100)

産業	年 規 模	1981年	82	83	84	85	86	87	88
産業計	5～29人	60.1	60.0	59.1	59.3	57.9	59.7	59.6	58.3
	30～99人	72.2	71.9	70.4	70.0	69.3	70.4	71.2	68.2
	100～499人	83.8	83.1	83.1	83.4	80.1	80.9	81.8	80.9
製造業	5～29人	57.0	56.7	56.6	57.3	54.9	57.2	56.6	55.9
	30～99人	65.3	64.1	64.0	63.0	62.9	64.6	65.7	61.8
	100～499人	80.0	78.9	79.0	79.5	77.1	77.7	78.5	76.6
卸売業 および 小売業	5～29人	56.3	57.1	55.1	56.6	54.1	54.5	55.4	56.4
	30～99人	66.2	66.5	63.7	64.6	64.7	64.2	65.3	62.9
	100～499人	78.4	79.2	78.0	79.4	73.7	73.0	75.1	77.0

注：産業計はサービス業を除く。

(資料) 中小企業庁編『中小企業白書』(1989年版)より。

原資料は労働省『毎月勤労統計調査』。

第2表 従業員1人当たり企業福祉費の規模別格差の推移

(単位：％，円)

企 業 規 模	現金給与 総 額	法 定 福 利 費	企 業 福 祉 費			
			小 計	法 定 外 福 利 費	退職金等 の 費 用	現物給与 の 費 用
(1980年)						
5,000人以上	100.0 (250,699)	100.0 (24,462)	100.0 (36,977)	100.0 (15,697)	100.0 (17,891)	100.0 (3,389)
1,000～4,999人	92.4	95.2	69.8	64.4	75.0	68.0
300～999人	80.2	83.5	47.8	46.1	52.7	50.8
100～299人	70.2	74.0	33.2	32.4	33.6	35.0
30～99人	64.1	72.2	26.4	28.1	24.6	28.3
(1988年)						
5,000人以上	100.0 (380,171)	100.0 (37,982)	100.0 (58,571)	100.0 (22,927)	100.0 (32,425)	100.0 (3,219)
1,000～4,999人	86.9	88.2	54.0	46.0	57.7	74.2
300～999人	75.7	78.6	36.4	32.6	37.2	55.1
100～299人	69.0	72.2	29.8	26.6	31.6	35.0
30～99人	62.7	70.5	22.1	25.7	19.7	20.3

(資料) 土田武史「格差の広がる企業福祉」(『週刊社会保障』1989年12月4日号)24ページより。

原資料は労働省『昭和55年労働者福祉施設制度等調査』，同『昭和63年賃金労働時間制度等総合調査』。

したがって、最後に(C)その「原因」だが、それはもはや自明であろう。すなわち、80年代からバブル期に掛けて、中小企業も大企業と同様に「減量経営化」を迫られたが、大企業のそれが、「労働者・設備・資金」の全面にわたって展開したのに比較して、後者2つに関してそれだけ削減の余地を保有しなかった中小企業の減量経営化は、もっぱら「人件費削減」に向かう他はなかった。まさにそれこそが、中小企業部門での賃金レベルにそれだけ厳しく反映することによって、規模別賃金格差をヨリ一層拡大させた——のではないか。

しかし2つ目として、(ロ)この「所得格差」の土台に、まさに「資産格差」(第3表)が厳存することはいうまでもない。そこでまず(A)その「背景」に目を向けると、周知の如く、このバブル景気が資産価格連動型であった点が何よりも大きい。やや具体的に指摘すれば、例えば70年にはGNPの4倍レベルであった金融資産は87年にはその8倍にも膨張したし、その中でも特に株式は、86年にはそれだけで実GNPをも上回るに至った。さらに、地価騰貴も顕著で

第3表 世帯別資産保有状況

(1988年)

世帯区分		貯蓄額 (千円)	うち株式 (千円)	貯蓄に占める株式 比率 (%)	持家率 (%)	参 考	
						世帯主 年 齢 (歳)	収入区分 (万円)
勤 労 者 世 帯							〈平均値・万円〉
	第Ⅰ階級	4,099	173	4.2	41.2	40.2	〈300〉 ～382
	第Ⅱ階級	5,809	290	5.0	48.9	40.3	〈446〉 382～508
	第Ⅲ階級	7,839	694	8.9	64.3	42.9	〈571〉 508～634
	第Ⅳ階級	9,700	730	7.5	75.0	46.3	〈717〉 634～824
	第Ⅴ階級	17,207	2,995	17.4	82.5	48.7	〈1,071〉 824～
	平 均	8,931	976	10.9	62.4	43.7	平均 〈621〉
一 般 世 帯							(平均)
	個人営業世帯	12,028	1,147	9.5	82.4	51.7	〈 583〉
	法人経営者	26,408	6,435	24.4	92.1	52.3	〈1,142〉
	自由業者	19,919	1,996	10.0	84.1	50.8	〈 696〉
	無 職	15,841	2,762	17.4	82.7	66.8	〈 364〉
	平 均	15,095	2,220	14.7	83.6	62.4	〈 584〉
全世帯平均		11,198	1,434	12.8	70.2	48.3	〈 607〉

(資料) 平和経済計画会議『国民の経済白書』1989年度版, 33ページより。

原資料は総務庁『貯蓄動向白書』。

あって、85年前後から一極集中的に上昇を開始した首都圏の地価は、その数年間で2～3倍に跳ね上がり、例えば87年には「土地資産の増加分」(376兆円)だけでGNP額を超過したとさえいわれている。まさしく「資産価格膨張型・好況」という以外にはない。

そのうえで次に、その「保有状況」をまず(B)「企業サイド」から検出すれば、特に株式に関しては、「企業間・相互持合構造」がいうまでもなく濃密だといってよい。周知のような、相互に関連の深い「企業グループ」間での、いわばマトリックス保有図式に他ならないが、このような企業間・株式保有状況が、

バブル期でも、全体のほぼ70%を占めていた。

ついで(C)「家計サイド」からはどうか。そこでこの方向から点検すると、当然ながら、以下の3特徴が直ちに浮上してこよう。まず1つは、「家計」の内部構成に即してみると、「法人経営者・自由業」を中軸とした「一般世帯」の方が「勤労世帯」よりも有意に保有比率が高い——点であり、前者の中にこそ高所得世帯ウエイトが高いことが明確に実証されている。ついで2つとして、「勤労世帯」の内部では、当然のこととして、「低所得世帯」よりも「高所得世帯」の保有比率が高い点に他ならず、これについては説明は不要といってよい。したがって3つには、全体として、株資産が「高所得世帯」に顕著に偏って保有されていること——が改めて検出可能だが、株式が本来「ハイ・リスク・ハイ・リターン」型資産であるかぎり、余裕資産がその保有条件であることからして当然のことであろう。

最後に3つ目に、これら「所得—資産格差」進行の帰結として、(ハ)「中産層化・土台の動揺」が無視し得まい。つまり、この「格差進展」によって、従来まで日本社会の特質だと——少なくとも現象的には——認められてきた、「国民の中流意識」＝「中産層社会」に大きな揺らぎが進んでいる点であって、その兆候は、例えば以下の3側面に関して明瞭だと判断可能であろう。すなわち、最初は(A)「国民意識」ベクトルであり、例えば「国民生活に関する世論調査」(総理府、89年11月)によれば、「自分の生活程度を中流だと評価する」「中流意識」は、前回比1.6%下がって87.3%に止まった。その中でも特に顕著なのは、「中の中」とする比率に他ならずそれは52.1%となったから、80年に55%を割って以降いぜんとして停滞気味を脱し得ず、この89年は88年と比較してさらに0.7%低下したこともなろう。こうして、このバブル局面ではこの10年間でワースト2を記録した。他方、「下」と感じている人は8.8%にも上り、64年以降では実に最も高くなっている。

こうして、「日本社会の中産層化」に大きなひび割れが進行しつつあるとみる以外にはないが、それは次に(B)「労働分配率の低下」として表面化しよう。すなわち、「労働分配率」は——別の機会に考察した通り——特に70年代後半以降はほぼ一貫して低下を継続しており、まさにそのような現実こそが、「企業利潤が労働者へと適切には配分されていない」という強い労働者意識に

反映しているのではないか。それが、国民の日本社会への「帰属意識」を弱めつつ、「中産層社会・日本」というイデオロギーを大きく揺さぶっていく。

要するに最後に、このような「中産層社会の動揺」が、結局(C)「日本型・現代資本主義」の体制統合に、一定の危機的インパクトを行使せざるを得ないのは自明であろう。というのも、このような「中産階層＝中流意識」型・日本社会構造こそ、「日本型・現代資本主義」における「体制統合」の中軸であった以上、その「動揺」が、バブル期「日本型・現代資本主義」の支配構造に、無視できない影響を与えていくのは十分に想定可能だから——である。

そのうえで第2に、以上のような「格差社会形成」を促進した、(b)「新保守主義的政策」へと視角を転じよう。そこで最初は1つ目に(イ)その「展開過程」だが、まず(A)その「背景」から入ると、以上で確認した「社会的格差拡大」の基盤には、いうまでもなくいわゆる「新保守主義的政策」の横行があった。その源流を辿ればそう簡単には処理はできないが、この理念の当面の出発点としては一応80年代以降の「新保守主義＝新自由主義」にこそ求められてよく、それが、アメリカを起点として、特にイギリス・日本へと伝播を重ねた。そして、その学説史的基礎に「新古典派理論」があるのは当然であり、「市場の一面的重視＝国家の市場からの排除」を強調しつつ、それを通して、「資本活動の自由・競争障害物の除去・投資効率性の純粹追求」などが目指された。まさにそれを通してこそ、「資本競争の自由・市場機能の全面展開・資本利潤率の極大化」が可能になるとされ、その結果、「資本主義の永遠性」が声高らかに叫ばれるに至る。こうして、80年代には「新古典派→新自由主義→新保守主義」こそが世界を席捲し、それが国家政策へと結実したと集約されてよい。要するに、この「新保守主義政策」の帰結としてこそ「格差拡大」が位置付く。

そのうえで、次に(B)その「進行」へ目を向けると、この「新保守主義」の日本における定着に関しては、以下のようなステップが踏まれた。すなわち、当面の焦点は「バブル後・構造改革」にこそ設定されてよいが、その源流の(Ⅰ)第1は——すでに前稿で触れたように——79年の「日本型福祉社会の建設」にこそある。周知のように、それは、「日本国民としての一体感」を強調しつつ、「国民・地域住民・家族の相互関連」共同性に立脚して、「自助努力・相互扶助」を進めよう——という理念に基づくものであり、まさに「日本的伝統

観」に依存した、新しい「現代型・保守主義」の政策化以外ではなかった。こうして「新保守主義政策」の出発が画されるが、ついで源流の(Ⅱ)第2は81年の「第二臨調体制」に他ならない。というのも、この体制に即してこそ、——「財政再建」と「高齢化社会への対応」とを「錦の御旗」にして——「新保守主義政策」が現実に行われていったからであって、具体的には、周知の、「財政支出の効率化＝福祉予算切捨て」・「市場経済化＝国鉄・電電・専売の民営化」・「労資関係再編＝国労など労働組合の弱体化追及」・「国家規制の緩和＝市場・金融の自由化」、などが実施に移されていく。まさにこのような経路の到達点にこそ、(Ⅲ)第3の「バブル後・構造改革」が展開される。つまり、「行財政制度改革」・「規制緩和・労働法制緩和・福祉財政削減・企業減税促進」などという、一連の「新保守主義政策」の「全面開花」にこそ辿り着くから、その点でここに、「新保守主義政策の完成」こそが確認可能ではないか。こうして、「日本型・新保守主義の定着化」が見事にみて取れよう。

そうであれば、最後に(C)この「日本型・新保守主義」の「理念」が最終的に以下のように集約可能なのは当然ではないか。すなわち、それは、「市場競争の自由＝資本活動の規制撤去」の反面で「労働力商品化の極限化＝社会保障の極小化」を止め処も無く徹底させたといつてよく、まさしくそれを通じてこそ、「現代資本主義組織化の貫徹」と同時に「社会的格差の蔓延化」とを不可避免的に生じさせた——のだと。この2面性をこそ注視したい。

次に2つ目に、この「新保守主義」の(ロ)「主体」はどのように押さえられるだろうか。換言すれば、この「新保守主義政策」の「担い手」が問題となるが、まず(A)その「現実的・担い手」が——ストレートに「資本＝財界」ではなく——何よりも(財界をバックとした)「臨調体制」であった点に注意を要する。すなわち、「資本＝財界」そのものではなく、一定の「公的性格」を保持しつつ、しかも、「党内調整の外部委託的機関」としての性格とともに「超権力的機関」型権力をも兼備した、このような特殊組織としての「臨調体制」こそが、その牽引力であった点——が取り分け重要だと思われる。なぜなら、「行政改革・労働法制改革・社会保障改革」などの「体制課題」を担うという、その「公共的任務」を、しかも一定の強力な「実施権力」を発揮しつつ推し進めるためには、「国家権力そのもの」では不適切であるとともに、権力を保持しない「民間組

織」によっても実行し得ないこと——は余りにも明白だからに他ならない。まさしく「臨調体制」の特殊性こそが際立とう。

しかしそのうえで、次に(B)その「本質的・担い手」を探ってみた場合、それが「資本＝財界」以外にあり得ないこともまた一目瞭然ではないか。すなわち、「資本－企業」は、一方では、「85年プラザ合意＝円高＝輸出停滞」に直面して採算低下に呻吟する以外になかったが、他方、財政赤字下では、その脱却路を「財政膨張－景気政策」にも依存し得ない——という「ジレンマ」状況を余儀なくされていた。というのも、「赤字公債累積→財政再建」という財政環境において、しかも79年に「一般消費税導入」が失敗に終わっている以上、財界として、景気対策を強く望んで財政赤字がさらに深刻化すれば、それは「増税路線＝法人税引き上げ」にも連結せざるを得ないと判断された、からに他ならない。換言すれば、国際的・国内的次元で、「生き残り戦略」としてすでに過酷な合理化路線を進めてきた「資本－企業－財界」にとって、国際競争力の維持を保つためには、これ以上の「税負担＝コスト増大」は、何としても回避すべき「至上課題」であったわけである。

そうであれば、「資本－企業－財界」が指向し得る、この「ジレンマ」脱出の方策が、「効率重視型・市場優位型・政府規模縮小型」の、「経済効率追及システム」の体制的構築以外になかった——のはもはや自明ではないか。そして、その現実的「体現スタイル」こそ「臨調体制」だった点は一目瞭然であって、それ故、その「理念的体系＝イデオロギー」が「新保守主義＝新自由主義」に他ならなかったことには、一点の疑念もあるまい。まさしくこのような意味で、「臨調体制」の、その「本質的・担い手」は何よりも「資本－財界」に求められてよい。

それに加えてもう1つ、「新保守主義」のいわば(C)「外的・主体」として「アメリカの外圧」も決して無視し得ない。いうまでもなく、日本の対米「集中豪雨」的輸出拡大に対する「貿易摩擦」圧力であって、具体的には、特に80年代以降、アメリカは、日本における「国内・競争制限的現状」に向けて強力な攻撃を仕掛け始める。まさにこのようなアメリカからの攻撃を真正面から受けて、例えば、86年「コメ輸入制限問題激化」、88年「牛肉・オレンジ輸入自由化協定」、などが日程に上がらざるを得なくなった。その他、「流通機構問題」なども争点になってくるが、このような攻撃に直面してこそ、政府は、「国際貢献＝ア

メロカへの配慮」を優先する形で、国内での一定の犠牲を甘受しても、「国内規制緩和＝対内・対外的競争促進」へと舵を大きく切っていく。そして、これらの政策追求が、「新保守主義政策＝臨調路線」とその本質を同じくするのはいわば自明であるから、その点で、この「アメリカの外圧」が「新保守主義の促進要因」となったことは否定し得まい。

以上を前提として、最後に3つ目に、この「新保守主義」の(ハ)「性格」が集約されねばなるまい。そこで、まず(A)その「動機」が問題となるが、それが、80年代・日本資本主義のいわば「体制的危機」に対する、まさにその体制的対応形態であったことが重要であろう。すなわち、日本資本主義は、「70年代低成長化→80年代円高不況」という危機的状況を潜り抜けつつあり、それへの対応策として、企業サイドは、「企業合理化・ME化」追求を余儀なくされてきたが、その点で、この「体制的合理化」過程を政策的に支持・補完する体制こそ、まさにこの「新保守主義政策＝臨調体制」であった。言い換えれば、この「体制的合理化システム」への政策的対応という点にこそ、「新保守主義」の、その「動機」があろう。

とすれば、この「動機」の奥にある(B)その「本質」とは何か。しかし以上のように論理を設定すれば、それはもはや自明であって、その要諦は以下の点にこそ還元されてよい。すなわち、「新保守主義政策」とは、これまで労働者・弱者保護のために、現代国家によって資本に対して負荷されていた「規制・負担・コスト」に関し、「資本活動自由度拡張＝資本利益保障拡張」を目的として、一定の緩和＝軽減を実施した政策体系に他ならない——と図式化可能なのであり、まさしくその意味で、その本質基軸が、「『体制的合理化』を遂行せざるを得ない80年代・資本蓄積にとってその制約条件となる『資本負担』の、その『体制的解除』を目指すもの」——という側面にこそある点に、いまや否定の余地はないのだと。

そこで最終的に(C)その「帰結」である。こうして、80年代局面の中で、「新保守主義政策」に立脚して、資本は、「不況脱出＝国際競争力促進」に強制されつつ「体制的合理化」を展開したが、まさにその土台的基盤こそ、「社会的格差の形成」そのものであった。したがって、80年代における、「合理化体制→新保守主義政策→格差社会」という論理系列が検出可能だというべきであり、まさ

しくこのような軌跡こそが、「80年代・政治過程」のその内実を形作る。

最後に第3として、このような「80年代・政治過程」の「到達点」が^(c)「政治流動化現象」として発現してこよう。そこで最初は1つ目に(イ)その「転換—対抗力学」だが、まず(A)その「契機」はどうか。これまで概観してきたように、「80年代政治過程」の基本潮流は、「体制側からの巻き返し」としての意味を有した「新保守主義政策」の全面展開であり、したがってその点では、反体制側からの「対抗力学」はほぼ全滅状態だといえるしかなかった。まさに「体制組織化作用」の圧倒性が顕著に目立ったが、しかし、このような「市場・資本・競争優位」の政治過程が全くの「全面勝利」に終始し得るはずはなく、「バブル崩壊→90年代不況」に直面しつつ、「社会的格差拡大」が進行する中で、一定の「対抗勢力」を必然的に生み出すことになる。具体的にいえば、余りに露骨な「新保守主義政策」の暴走に対してその「対抗力学」が生成をみるのであって、「政治流動化」こそが浮上していく。

そのまず第1側面は(B)「労働組合の新動向」に他なるまい。いうまでもなく、70年代・低成長期の労働運動においては、「企業協調路線」に強く立脚した「IMF・JC型」が支配力を強め、そのために、労働組合の「体制対抗力」はほぼ壊滅状態に等しかった。換言すれば、労働組合の政策交渉力は見事にその遂行能力を喪失させていたが、このバブル期には、その一定の回復力を示したといえる。すなわち、その典型例として注目されるのは、バブル期における「土地基本法案」への積極的なイニシアティブの発揮だと考えてよい。やや具体的に指摘すれば、バブル景気に付随した地価急騰への対応策としてこの「土地基本法」策定が試みられたが、その過程で、取り分け「労資協調路線」を推進してきた「同盟」が、総評とブロックを組み合わせながら、この法案の審議・成立へ向けて大きな組織力を行使した——点が目を引く。その場合、そのポイントは3つあり、①「経済闘争」中心で「政治闘争」には強くアレルギーを呈する同盟が法案審議という一種の「政治闘争」へ力を注いだこと、②強い拒否反応を抱く「総評」との共闘関係に、たとえ単発案件においてではあれ取り組んだこと、③同盟と紐帯を結ぶ「企業—財界」の利益に反してでもこの「土地法案」審議に参加したこと、などが強調に値しよう。まさに「意図せざる結果」だといってもよい。

こうして、「バブル弊害の表面化」・「新自由主義政策の行き過ぎ」は、たとえ萌芽的ではあれ、その「対抗力」を喚起する以外になかったわけである。「政治流動化」の端緒的発現ではないか。

そのうえで、「政治流動化」の第2側面こそ(C)「政府・自民党への反作用」である。すなわち、88-89年に政官界を揺るがした「リクルート事件」および89年「参院選の自民党敗北」に直面して、政府・自民党は「新保守主義政策」に対する「反省」を余儀なくされる。やや立ち入って指摘すれば、「市場・企業・競争」優位的スタンスへの「国民の反発」を受け止めながら、「体制内での微調整」に着手するといつてよく、例えば、「消費税見直し・生産者米価据え置き・減反面積の現状維持・社会保障財政の建て直し・民生予算への配慮」などが日程に上がった。まさに、「新自由主義政策」への、政府・自民党自らによる「修正」に他ならず、——その内容の議論はともかく——「体制側」イニシアチブに立脚した、一定の路線変更である点は決して軽視できまい。まさに「体制側からの自己調整」である。

こうして、「バブル期」における、「新保守主義政策」の「ゆり戻し」が確認されてよいが、まさにその土台には、「バブル期・政治過程」と、それが必然的に派生させた「政治流動化」運動とが明確に存在した。まさしく、「階級関係」における現実的進行過程の作用であろう。

そのうえで2つ目として、このような「政治流動化」の(ロ)「方向性」はどのように整理可能であろうか。言い換えれば、この80年代末に出現した「政治流動化」の持続可能性を問うことに等しいが、この「流動化」が安定的に持続して「新保守主義体制」が弱化・衰退・変革へ向かうとは楽観し得まい。なぜなら、いまチェックした通り、この「流動化」の基礎には、一方で、「労働戦線の再編」(89年「新連合」の設立)や「参院選・議会闘争の新動向」などが織り込まれていて、その点では「体制への対抗力」強化がもちろん否定はできないものの、しかし他方で、それは、「体制側からの鋭敏な自己調整力」の帰結でもあるかぎり、むしろ「体制側の自己保存力」強化をも意味している——からに他ならない。

したがって、この「流動化」の帰趨は、何よりも「90年代政治動向」にこそ依存するというしかないが、それにしても、現実政治力学が持つ、その必然的作用を通して、80年代末の局面で、「体制組織化」作用が一定の「政治流動化」

に帰結した点だけはまさに明瞭であろう。

そこで最後に3つ目に、「バブル期・政治過程」の(ハ)「全体的意義」は結局次のように総括されてよい。すなわち、「バブル期・政治過程」は「新保守主義政策」の展開路線をこそそのメイン・ストリームとしたが、それは、「資本・市場・競争」促進を強めながら、「バブル型・体制組織化」における、1つの「特殊形態」を描いた。そして、それを通して、「日本型・現代資本主義」はその「80年代合理化路線進行」を保障されて、一面では、何よりも独特の「体制組織化」パターンを実現したが、しかし他面で、それが自ら生み出した「格差社会の膨張」こそがまさに必然的に「政治流動化」をも派生させる以外になかった——と。

〔2〕生産・貿易・雇用 そのうえで次に、以上のような「バブル期・政治過程」に立脚して展開した、②「生産(投資)・貿易・雇用」³⁾へと視角を転じよう。そこで最初に第1に(a)「生産・投資動向」からスタートすると、まず1つ目に(イ)「実質国民総生産」(10億円)が全体の焦点をなす。すなわち、低成長期を脱した後80年代に入るとまず順調な伸びに移るが、85年「プラザ合意」を契機とする円高不況に直面して、一旦は86年=352→87年=367と足踏みを余儀なくされる。しかし、バブル局面を迎えて直ちに再拡大に転じ、その後は、88年=390→89年=409→90年=429という明瞭な拡大基調を辿ったといつてよい。まさにその点で、生産の最も大枠的なこのGNP次元で、このバブル期がその目立った拡張期に相当していることが自明であろう。しかしそうだからこそ、バブル崩壊後にその膨張テンポが一挙に低下せざるを得ないのもまた当然であって、事実、バブル崩壊を分水嶺として、91年=446→92年=450→93年=452という停滞基調こそが刻まれていく。

こうして、「バブル形成→崩壊」という局面展開に対応して、この総合的枠組みたるGNP動向が、「膨張→停滞」へと見事に基調転換を遂げていること——が一目瞭然であろう。

次に2つ目に、それが(ロ)「鉱工業生産指数」(85年=100)へ反映していくのは自明であって、例えば以下のような軌跡を描く。すなわち、まずバブル局面においては、87年=103.2→88年=113.0→89年4-6月=119.6(第4表)という数字が拾えるから、まさにこの3年間で、実に15%以上もの拡張を実現したことが分かる。しかしバブル崩壊に直面すると今度は一転した下落こそ

第4表 業種別鉱工業生産の推移

(1985年=100)

		1987	1988		1989			1987/ 1986	1988/ 1987	1989/ 1988	
			7~9月	10~12	1~3	4~6	7~9				
								%	%	%	
鉱工業		103.2	113.0	113.7	115.8	119.4	119.4	119.6	3.4	9.5	5.2
製造工業		103.2	113.1	113.9	116.0	119.6	119.6	119.8	3.4	9.6	5.2
鉄鋼		96.3	105.0	105.7	105.3	106.3	107.1	107.0	2.0	9.0	1.2
非鉄金属		107.6	114.2	115.8	116.8	120.3	121.6	122.7	7.6	6.1	6.0
金属製品		103.2	111.0	110.5	110.8	115.6	116.6	116.4	3.5	7.6	5.3
機械工業		103.8	118.2	119.1	123.6	127.5	127.9	128.4	3.7	13.9	7.8
(除、船舶・鉄道車両)		105.1	119.6	120.6	125.0	128.8	129.3	129.4	4.7	13.8	7.3
一般機械		95.9	110.3	110.7	115.4	122.4	120.9	121.1	0.3	15.0	9.4
電気機械		113.7	132.3	133.8	138.2	140.3	143.7	141.2	9.1	16.4	5.5
輸送用機械		96.8	105.5	105.3	110.9	113.5	113.6	118.2	△1.3	9.0	12.3
(除、船舶・鉄道車両)		101.5	109.9	109.7	115.1	117.3	118.0	120.7	2.4	8.3	10.0
精密機械		105.4	114.1	116.4	118.1	124.0	115.5	118.6	0.9	8.3	1.9
窯業・土石製品		100.3	109.6	110.6	111.0	112.4	114.8	114.6	3.6	9.3	3.6
化学		111.1	120.4	121.7	123.0	129.1	128.4	125.3	7.7	8.4	3.0
(除、医薬品)		106.3	114.0	114.8	116.5	119.2	121.4	120.3	5.2	7.2	4.8
石油・石炭製品		92.9	96.7	96.2	100.6	97.5	101.1	101.5	△3.6	4.1	5.5
プラスチック製品		106.7	113.3	113.8	114.5	116.2	118.2	118.1	4.8	6.2	3.8
パルプ・紙・紙加工品		109.2	118.7	120.8	122.1	124.9	127.4	129.2	6.0	8.7	7.0
繊維		94.4	94.5	94.4	94.2	94.3	93.5	94.4	△1.6	0.1	0
食料品・たばこ		101.9	103.6	103.6	104.4	108.8	102.2	103.2	0.8	1.7	△0.4
その他工業		103.9	109.8	112.2	109.0	113.5	114.0	116.1	3.2	5.7	3.5
木材・木製品		106.0	104.4	103.5	102.7	106.7	106.0	104.0	5.6	△1.5	0.5
その他製品		102.3	118.6	132.1	111.4	129.0	124.8	136.8	△0.1	15.9	3.6
特殊分類											
投資財		103.2	115.3	114.8	118.3	124.8	124.1	125.4	4.0	11.7	9.2
資本財		102.2	116.6	116.0	121.7	128.1	127.0	128.9	3.2	14.1	11.1
(除、輸送機械)		106.5	122.0	121.7	126.3	132.5	132.9	131.6	6.2	14.6	8.1
建設財		105.5	112.0	111.9	110.2	116.2	117.4	116.7	5.7	6.2	4.3
消費財		103.2	109.1	110.4	111.3	113.8	112.2	111.6	1.1	5.7	1.1
耐久消費財		101.5	108.8	110.4	112.4	112.1	113.1	111.3	△0.8	7.2	0.8
非耐久消費財		104.5	109.4	110.4	110.4	115.2	111.6	111.9	2.6	4.7	1.4
生産財		103.1	113.9	115.2	117.1	119.1	121.1	120.9	4.5	10.5	4.9

注：1) 前年比は増減率(%), △印はマイナス。2) 1989/1988は7～9月の比較。

(資料) 通産省「通産統計」より。

が表面化し、具体的には、90年＝99.9(2000年＝100)→91年＝101.6→92年＝95.4→93年＝91.7(第5表)という、「鉱工業生産」規模のまさしく「絶対的収縮」こそが進行していく。要するに、「バブル形成→崩壊」に連動した、「生産動向」の転換が注目されてよい。

これらを前提にしたうえで、さらに3つ目として、このような「生産動向」を(ハ)「投資資金」サイドからも集約しておきたい。そこで、いま「企業資金調達合計」(全産業、兆円)のフォローを試みると(第6表)、まず低成長期73-79年で23.6兆円へと減少したが、その後80年代に入ると凄まじい増加へと転換し、80-85年期には38.0兆円にまで達する。しかもその勢いは止まらず、さらにバブル局面に相当する86-89年期には、実に81.2兆円にまで膨張しているのである。したがって、この80年代においてすら優に2倍を超えているわけで、この資金調達増加がバブル型生産拡張を強く支えたことはいうまでも

第5表 主要経済指標

年	鉱工業生産 指数 (鉱工 業、2000年 ＝100)	稼働率指数 (製造工業、 2000年＝ 100)	法人企業 経常利益 対前年比 (%)	売上高経 常利益率 (全産業) (%)	民間設備投 資計画・対 前年変化率 (全産業) (%)	労働分配 率(全産 業)(%)	完 全 失業率 (%)	有効求人 倍率
1990	99.9	114.1	-6.9	3.1	10.1	66.5	2.1	1.40
91	101.6	111.8	-8.8	2.7	4.3	67.9	2.1	1.40
92	95.4	102.6	-26.2	2.0	-7.1	70.2	2.2	1.08
93	91.7	97.4	-12.1	1.8	-10.3	73.2	2.5	0.76
94	92.6	97.0	11.9	1.9	-5.7	73.3	2.9	0.64
95	95.6	99.5	10.9	2.0	3.0	72.7	3.2	0.63
96	97.8	100.5	21.9	2.4	4.7	72.4	3.4	0.70
97	101.3	103.9	4.8	2.5	11.3	73.3	3.4	0.72
98	94.4	96.1	-26.4	1.9	-1.6	75.3	4.1	0.53
99	94.6	95.8	17.7	2.3	-4.5	74.4	4.7	0.48
2000	100.0	100.0	33.7	3.0	8.7	71.9	4.7	0.59
01	93.2	92.4	-15.5	2.5	0.8	73.3	5.0	0.59
02	92.0	93.5	-0.7	2.7	-6.7	72.8	5.4	0.54
03	95.0	97.3	12.6	3.0	6.3	69.9	5.3	0.64
04	100.2	102.0	27.7	3.6	6.0	68.7	4.7	0.83

(注) 全国市街地価格指数は、各年3月末指数。国内銀行平均約定金利はストック分の総合の値。
(資料) 内閣府『経済財政白書』。原資料は、財務省『法人企業統計』。

第6表 法人企業の資金需給状況(全産業)

(単位:兆円)

	安定成長期		バブル	ポスト・バブル
	前半 73～79	後半 80～85	86～89	90～97年度
調達計(資金需要・運用計)	23.6	38.0	81.2[83.0]	63.2[55.4]
外部調達	7.4	14.9	34.0	10.5
増資	1.2	2.2	6.5	2.0
社債	1.0	1.3	5.2	0.9
金融機関借入	5.9	11.2	19.9	8.1
短期その他借入	0.1	0.1	3.0	0.5
内部調達	16.2	23.1	47.2	48.5
資金需要計	18.5	30.1	55.3[65.2]	61.1[53.1]
設備投資	11.5	20.9	33.3[40.2]	45.2[42.3]
土地	1.1	2.4	6.0[8.6]	8.9[7.2]
資金運用計	4.7	7.9	25.9	2.1
現預金	2.3	3.6	12.8	-5.1
株式	1.1	1.8	7.5	3.2
債券	1.1	0.8	0.3	-0.2
その他投資	0.6	1.5	3.8	4.3
(参考)				(%)
資本市場調達／金融機関借入比率	38.5	31.5	58.6	35.3
金融投資／実物投資比率	36.1	26.3	52.3	-3.9
金融＋土地投資／設備投資比率	48.7	40.5	79.9[52.7]	15.0[13.2]

(資料)財務省『法人企業統計季報』より作成。

ない。しかしそのピークはここまでであって、「バブル崩壊—設備投資下落」にともなって資金調達は直ちに暗転する。事実、90—97年の「資金調達額」は63.2兆円にまで落ち込み、したがってその最大値からみて実に18兆円もの減額になるから、バブル崩壊による「資金調達の収縮」に関しては、否定の余地はない。まさに資金調達動向における「乱高下現象」であろう。

続いて第2に(b)「貿易動向」へと視角を転じよう。まず最初に1つ目は(イ)「貿易収支」(10億ドル)がポイントをなすが、「内需型性格・円高・貿易摩擦」条件が複合して、その基本的停滞化が特に目立つ。すなわち、86年＝貿易収支928(輸出205)→88年＝948(259)→90年＝639(280)(第7表)という経過が刻まれるから、貿易黒字は絶対額としても顕著な下落をこそ経験した。もっとも、輸出そのものはなお増加を呈している以上、輸出依存の基本体質に決定

第7表 貿易推移

(単位: 億円)

(年)	貿 易		(9) 国 際 収 支 (経常)
	(7) 輸 出	(8) 輸 入	
80	293,825	319,953	△10,746
81	334,690	314,641	4,770
82	344,325	326,563	6,850
83	349,093	300,148	20,799
84	403,253	323,211	35,003
			十億円
85	419,557	310,849	119,698
86	352,897	215,507	142,437
87	333,152	217,369	121,862
88	339,392	240,063	101,461
89	378,225	289,786	87,113
90	414,569	338,552	64,736
91	423,599	319,002	91,757
92	430,123	295,274	142,349
93	402,024	268,264	146,690
94	404,976	281,043	133,425
95	415,309	315,488	103,862
96	447,313	379,934	71,532
97	509,380	409,562	117,339
98	506,450	366,536	155,278
99	475,476	352,680	130,522
2000	516,542	409,384	128,755
01	489,792	424,155	106,523
02	521,090	422,275	141,397
03	545,484	443,620	157,668
04	611,700	492,166	186,184
05	656,565	569,494	182,591
06	752,462	673,443	198,390

(資料) 前掲、三和・原「要覧」5頁。

的変動が生じたわけではないが、バブル景気の、その「内需立脚型性格」が濃厚に表出している点——だけは一応明瞭ではないか。しかし、この変化は「バブル崩壊」に直面していれば「即座に」反動をみる。というのも、「国内景気沈滞」に制約された「輸入減少」にも立脚して、再度「輸出激増→貿易黒字増大」が出現してくるからであって、例えば、バブル崩壊以降については、91年＝103(306)→92年＝132(330)という数値が手に入ろう。こうして、「バブル形成→崩壊」に対応した、「貿易黒字」の「減少→増加」という、極めて対照的な図式がクリアにその姿を現す。「バブル→貿易」動向の顕著な連関性ではないか。

ついで2つ目に、(ロ)「長期資本収支」(億ドル)の基本動向が注目に値しよう。そこで最初にバブル期の推移を追うと、資本流出の顕著な減少が目立ち、例えば以下のような数字を残す。すなわち、86年＝△1315→88年＝△1303→90年＝△435(第8表)と動いたから、これまでほぼ増加の一途を辿りつつ世界のトップクラスに立っていた日本の海外投資は、このバブル期に至って、激しくブレーキが掛

かることになった。そして、その原因が、このバブル期に強く表面化した、「経常黒字の減少・内需型景気拡大・内外金利差縮小」などの諸要因にあるのは自明であるから、それが、まさしく「バブル型現象」である点には疑問はない。

では、バブル崩壊によって事態は変化しただろうか。しかしそうとはいえ

ないのであり、バブル崩壊後には経常黒字が再増加するにもかかわらず、「長期資本収支」は90年＝△435の後も91年＝366→92年＝△280(第8表)となって引き続き停滞・縮小を継続させていく。こうして、一方で大幅な経常黒字を抱えながら、他方で、その「対外還流＝資本輸出」は明確に停滞・縮小しているのであって、そこには、「バブル崩壊」にともなう、金融不安定化・投資消極化がみて取れるとともに、その結果として、ヨリ一層の「過剰資本累積」の進行こそが否定できまい。いずれにしても、「バブル形成－崩壊」との内的関連が確認できよう。

最後に3つ目として、この「資本収支」のいわばキイ・ポイントをなす(ハ)「対外直接投資」(億ドル、%)サイドから全体を集約したい(第9表)。そこでバブル期から入ると、典型的な上下運動が検出可能だと判断してよく、例えば、86年＝223(うち製造業構成比17.1)→88年＝470(29.4)→90年＝276(27.9)という数値が拾える。したがって、バブル前半期での「製造業中心の急増」傾向が、バブル頂点に至って、製造業比率足踏みを併存させつつ大幅減少に転じている——ことが明瞭であり、まさにその点にこそ、「円高に対応した直接投資増勢」の明確な鈍化と、それに規定された国内回帰とが端的に反映され

第8表 国際収支の状況

(単位：億ドル)

	1989年	90	91	92	93(1～11月)
終 常 収 支	570	358	726	1,176	1,313 ¹⁾
貿 易 収 支	771	639	1,033	1,326	1,414 ¹⁾
輸 出	2,696	2,802	3,066	3,308	2,892
輸 入	1,925	2,163	2,033	1,982	1,743
貿 易 外 収 支	△159	△226	△182	△101	△20
長 期 資 本 収 支	△879	△435	366	△280	△524
資産(本邦資本)	1,908	1,206	1,219	577	443
負債(外国資本)	1,028	772	1,585	297	△81
総 合 収 支	△333	△72	764	716	457
外 貨 準 備 増 減	△128	△78	△81	△3	273
そ の 他	△205	△6	844	719	184

注1)：1)は通年。

(資料)日本銀行『国際収支統計月報』より作成。ただし、経常収支・貿易収支は、大蔵省資料による。

第9表 対外直接投資の動向

(単位：100万ドル)

	対外直接投資 ¹⁾ 届出実績	うち、製造業の 構成比(%)	国際収支表による 対外直接投資
1989年	67,540	24.1	44,130
90	56,911	27.2	48,024
91	41,589	29.6	30,726
92	34,138	29.4	17,248
93	15,700 ²⁾	NA	10,149 ³⁾

注) 1) 届出実績は年度, 2) 92年度上半期, 3) 93年1～11月。

(資料) 前掲『国際収支統計月報』, 大蔵省『財政金融統計月報』より作成。

ているように思われる。

しかもこの趨勢は、バブル崩壊後には一層顕著となる。すなわち、91年＝415(29.6)→92年＝341(29.4)→93年＝157(NA)という軌跡が描かれるからであって、バブル崩壊局面における、「直接投資縮小化」と、その「製造業中軸化」とはまさに一目瞭然だといってよい。いうまでもなく、バブル崩壊に付随した、「非製造業部門の剥落」の目立った帰結ではないか。

そのうえで、第3として(c)「雇用動向」が興味深い。そこで最初は1つ目に(イ)「雇用者動向」が問題となるが、まずバブル期の「常用雇用」(85年＝100)は86年＝101.4→87年＝102.0→88年＝103.5→89年＝106.2(第10表)という図式を描くから、1つは85年を画期としてその増加が明確なこと、そしてもう1つは取り分けバブル最盛期をなす88－89年局面で急上昇すること——は明瞭といってよい。その意味で、バブル期に常用雇用者が極めて顕著に増加した点が明白だが、この動きは「製造業」に限定してもよく分かる。というのも、製造業でも101.2→99.7→100.3→102.1(第10表)という数字が検出可能だからであって、バブル期には、サービス業だけでなく製造業をも基盤として、雇用の拡張が進行したわけであろう。

そして意外なことに、この「常用雇用の拡大基調」はバブル崩壊後にも継続される。具体的にみれば、90年第Ⅰ四半期＝106.6→第Ⅱ四半期＝109.9→第Ⅲ四半期＝109.7などの数値が刻まれるのであり、「バブルの慣性力」が作用して、表面的な雇用拡大はなお持続していく。しかしもう一步立ち入って「製造業・

第10表 雇用・失業関係諸指標

	鉱工業生産 指数 (1985 年=100)	常用雇用 (産 業計, 1985年 =100)	常用雇用 (製 造業, 1985年 =100)	有効求人 倍率(倍)	完全失業者 (万人)	完全失業率 (%)
1982年	85.5	95.8	95.2	0.61	136	2.4
83	88.1	96.8	95.7	0.60	156	2.6
84	96.4	98.2	97.6	0.65	161	2.7
85	100.0	100.0	100.0	0.68	156	2.6
86	99.8	101.4	101.2	0.62	167	2.8
87	103.2	102.0	99.7	0.70	173	2.8
88	113.0	103.5	100.3	1.01	155	2.5
89	119.9	106.2	102.1	1.25	142	2.3
90年 1 Q	119.8	106.6	102.2	1.30	141	2.3
2 Q	123.7	109.9	105.2	1.31	136	2.1
3 Q	126.0	109.7	104.7	1.51	131	2.0

(資料) 日本生産性本部『活用労働統計』1991年版。

常用雇用」にまで限定すると、その意外感是多少和らごう。というのも、それは、バブル崩壊に直面して直ちに89年=102.1へと墜落した後、それ以降も102.2→105.2→104.7(第10表)と低水準で呻吟する——からである。まさしく、この「製造業・非活性化」にこそ、「バブル型・過剰資本累積化」が明確に反映されているように。

とすれば、この雇用動向推移は、2つ目に(ロ)「労働市場」へとどのように帰結していったのだろうか。そこで「有効求人倍率」推移がいうまでもなくその焦点をなすが、「バブル形成→崩壊」に対応して、極めて顕著な乱高下運動が描かれる。すなわち、まずバブル形成局面では、75年=0.6→80年=0.8→85年=0.7→90年=1.4(第11表)と動いて、バブル景気進行に伴う求人倍率の上昇基調がみて取れる。その点で、「バブル進行→資本蓄積拡大→労働力吸収増大→労働力不足化」現象の発現が一目瞭然であり、バブル頂点の90年には実に1.4倍にまで跳ね上がっているといってよい。しかも、この「労働力不足」傾向は取り分け新卒に関して濃厚であって、例えば「中卒・高卒」に区分すると、それぞれ85年=1.8倍・1.8倍→90年=3.0倍・2.6倍(第11表)という超ハイレベルにまで達している——ことが目立つ。

しかしこの「労働市場タイト化」はバブル崩壊を分水嶺として一挙に激変を

第11表 労働市場の状況

年次	新卒者求人倍率			新卒者就職率(%)			一般職業紹介		完全失業 者(万人)	完全失業 率(%)
	中学卒	高校卒	大学卒	中学卒	高校卒	大学卒	有効求人 倍率	求人充足 率(%)		
1950	0.6	…	…	45.2	44.9	63.8	…	…	…	1.2
55	1.1	0.7	…	42.0	47.6	73.9	0.2	53.4	105	2.5
60	1.9	1.5	…	38.6	61.3	83.2	0.6	29.2	75	1.7
65	3.7	3.5	…	26.5	60.4	83.4	0.6	18.6	57	1.2
70	5.8	7.1	…	16.2	58.2	78.1	1.4	10.5	59	1.1
75	6.0	3.4	…	5.9	46.6	74.3	0.6	13.0	100	1.9
80	2.8	1.9	…	3.9	42.9	75.3	0.8	10.5	114	2.0
85	1.8	1.8	…	3.7	41.1	77.2	0.7	11.2	156	2.6
90	3.0	2.6	2.8	2.8	35.2	81.0	1.4	6.2	134	2.1
95	2.4	1.9	1.2	1.5	25.6	67.1	0.6	10.3	210	3.2
2000	1.3	1.4	1.0	1.0	18.6	55.8	0.6	10.5	320	4.7
05	1.3	1.5	1.9	0.7	17.3	59.7	1.0	8.2	294	4.4

(資料) 労働省・厚労省『労働統計要覧』, 厚労省『労働経済白書』, 文科省『文部科学統計要覧』各年版, 日本統計協会『日本長期統計総覧』第1巻, リクルートワークス研究所HP(「ワークス大学求人倍率調査」)による。

有効求人倍率および充足率は新規学卒者を除き、パートを含む一般労働者のもの。

余儀なくされる。というのも、バブル崩壊後は、91年=1.40→92年=1.08→93年=0.76→94年=0.64→95年=0.63という軌道を経由しながら、まさに坂道を転げ落ちていく。そしてこのダメージが新卒層に厳しく反射していったのも当然であって、具体的には、「中卒・高卒」はそれぞれ95年=2.4・1.9→2000年=1.3・1.4→05年=1.3・1.5という図式を描いた。

こうして、「バブル形成→崩壊」は、極めて明瞭な連動関係において、「労働市場の逼迫化→緩和化」という現象を発現させたわけであり、その点で、見事なサイクル運動が検出可能である。

そのうえで3つ目として(ハ)「賃金動向」はどうか。いま確認した通り、「バブル形成→崩壊」に連動して「労働市場の逼迫→緩和化」が進行したが、それとの関係で、最初に「名目賃金」(産業計, 千円)推移を辿ると、まずバブル形成局面では、80年=263→85年=317→90年=370(第12表)となって極めて長足の伸張が示される。その意味で、いま直前で摘出した、「バブル形成期=労働市場・逼迫化」という図式が如実に反映されているが、しかし事態は直ちに暗転していく。なぜなら、直後のバブル崩壊を契機にして、95年=408→2000年

第12表 賃金と労働日

(1月当り)

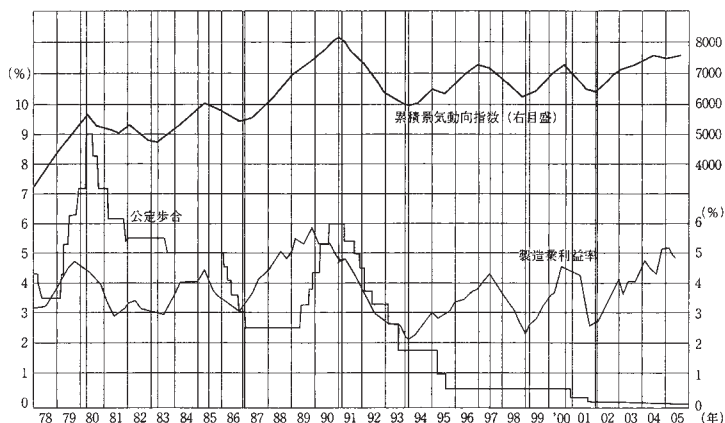
年次	調査産業計		鉱業	建設業	製造業	実質賃金指数	卸・小売業	金融及保険業	運輸及通信業	電力・ガス・水道	1月平均労働時間	
	平均	実質賃金指数									調査産業計	製造業
	円											
1930	54.23	103.7	44.53		53.05	102.8			48.40	72.88		266.3
35	51.15	100.0	44.30		50.49	100.0			48.42	72.88		272.8
40	61.05	69.7	78.60		61.73	71.4			58.69	82.72	時間	278.0
47	1,950	34.6	2,312		1,756	31.6	1,993		2,247	2,312	185.8	183.4
50	11,076	97.5	10,735	…	10,649	95.0	12,802	14,458		11,514	194.6	195.6
55	18,343	119.4	18,488	14,609	16,717	110.2	17,963	25,132		21,811	194.8	198.0
60	24,375	143.8	26,250	21,213	22,630	135.3	23,139	32,191	28,336	36,178	202.7	207.0
65	39,360	171.9	41,650	39,439	36,106	159.7	36,464	50,486	47,164	59,627	192.9	191.8
70	75,670	253.4	79,209	71,727	71,447	242.4	68,647	85,260	84,825	106,648	187.7	187.4
75	177,213	346.9	197,301	158,045	163,729	324.7	164,958	206,979	198,669	241,039	172.0	167.8
80	263,386	373.8	281,478	251,579	244,571	351.7	239,478	324,108	281,573	337,047	175.7	178.2
85	317,091	388.3	342,339	306,244	299,531	371.6	272,692	408,124	343,923	427,171	175.8	179.7
90	370,169	420.9	379,777	401,560	352,020	405.5	309,218	490,002	413,077	516,820	171.0	176.6
95	408,864	438.2	435,201	450,679	390,600	424.1	336,175	541,200	454,488	584,198	159.1	163.9
2000	398,069	423.7	456,449	455,622	406,707	438.5	307,103	546,375	408,243	605,360	154.9	164.7
05	380,438	412.8	479,117	439,553	419,656	431.5	296,964	555,495	439,366	613,131	152.4	166.8

(資料) 三和・原『近現代日本経済史要覧』(東大出版会, 2007年)15頁。

＝394となって絶対額でも縮小に転じる —— からに他なるまい。したがって総じて、まず「名目賃金」に関しては、「景気→労働力需要→賃金」というトライアデ関連は明瞭であろう。

しかし、次に「実質賃金」(1935年＝100)へ目を転じると、ややその弾力化が浮上してくる。すなわち、その数値は、85年＝388.3→90年＝420.9→95年＝438.2(第12表)となって、バブル期はいうまでもなくバブル崩壊直後でも、それなりの堅調な上昇を遂げた後、バブル崩壊後の不況期になってようやく、2000年＝423.7→05年＝412.8(第12表)という下落へと移る。その点で、「物価状況の停滞化・生活水準の慣性化」という、「実質賃金」に特有な個性に規定されて、「バブル崩壊」の、「実質賃金」に対するマイナス作用はやや「間接化」を否定できないように思われよう。したがって、「実質賃金」のまさに「固着性」にも注意を払っておきたい。

〔3〕景気変動 最後に、この「基礎構造」を③「景気変動」⁴⁾過程から総合化しておきたい。そこで第1に(a)「バブル形成局面」(87～88年)からスタートすると、最初に1つ目に(イ)その「基本指標」が注目されるが、まず景気動向の絶対的水準を示すそのうちの(A)「累積景気動向指数」は、円高不況の85～86年局面で一旦は6000レベルから5500水準へと低下したが、87年から上昇に移り、そこから88年に掛けて5500→7000へと一直線の上昇ラインに乗った。その結果、87～88年間に差し引き1500ポイントもの指数向上を実現したわけであり、バブル景気の進行が手に取るように映し出されている(第1図)。ついで、この動きを(B)「経済成長率」(%)方向からも確認しておく、円高不況の煽りで85年=5.6→86年=4.7→87年=4.3と3年連続で低下した後、88年から上昇に転じて、88年には6.9%という(第13表)高いレベルを確保していく。したがって、「バブル形成」過程の開始がよく分かろう。そのうえで最後が(C)「企業利益率」(%)に他ならないが、この方向からも同型の軌跡が浮上してこよう。すなわち、まず85～86年の円高不況過程で4%超から3%レベルへと下落したが、その後は86～87年段階で反騰に移りつつ、この2年間で5%の大台へと達する。その点で、この利潤率面からしても、87～88年局面からの「バブル移行」が明瞭であろう(第1図)。



(資料) 前掲、三和・原『要覧』182頁。

第1図 景気循環指標

ついで2つ目に(ロ)「国内総支出構成比」(%)を利用して、景気動向の内容を点検しておこう(第13表)。このように視点を設定すると、まず(A)「増加要因」としては、「民間住宅」(86年=4.7→87年=5.6)・「公的資本形成」(6.6→6.8)・「民間消費」(58.6→58.9)の3つが目立つ。それに対して、むしろ(B)「停滞要因」を構成したのが「企業設備」であった。というのも、その数値は16.0→16.0とい

第13表 国内(国民)総支出の構成比と経済成長率

(単位: %)

年次	民間最終消費支出	政府最終消費支出	総固定資本形成			在庫品増加	財貨・サービスの純輸出		経済成長率 (実質)	完全失業率
			民間		公的		輸出	(控除)輸入		
			住宅	企業設備						
1979	58.7	9.7	6.9	14.9	9.9	0.8	11.6	12.5	5.6	2.1
80	58.8	9.8	6.4	15.7	9.5	0.7	13.7	14.6	—	2.0
81	58.1	9.9	5.8	15.4	9.4	0.6	14.7	13.9	2.8	2.2
82	59.4	9.9	5.6	15.0	8.9	0.4	14.6	13.8	3.1	2.4
83	60.2	9.9	5.0	14.6	8.4	0.1	13.9	12.2	1.9	2.6
84	59.4	9.8	4.7	15.3	7.7	0.3	15.0	12.3	3.3	2.7
85	58.9	9.6	4.6	16.2	6.8	0.7	14.5	11.1	5.6	2.6
86	58.6	9.7	4.7	16.0	6.6	0.5	11.4	7.4	4.7	2.8
87	58.9	9.4	5.6	16.0	6.8	0.2	10.4	7.2	4.3	2.8
88	58.3	9.1	5.9	17.0	6.7	0.7	10.0	7.8	6.9	2.5
89	58.2	9.1	5.8	18.3	6.5	0.7	10.6	9.2	5.2	2.3
90	58.0	9.0	5.9	19.3	6.6	0.6	10.7	10.0	4.7	2.1
91	52.9	13.0	5.1	20.1	6.6	0.7	10.0	8.4	3.6	2.1
92	53.7	13.4	4.8	18.4	7.4	0.2	9.8	7.7	1.3	2.2
93	54.5	13.8	4.9	16.2	8.2	0.1	9.1	6.9	0.4	2.5
94	54.9	14.7	5.2	15.0	8.3	−0.1	9.1	7.1	1.1	2.9
95	55.0	15.1	4.9	15.0	8.1	0.5	9.2	7.8	1.9	3.2
96	55.2	15.3	5.4	14.6	8.4	0.6	9.8	9.3	2.5	3.4
97	55.2	15.3	4.7	15.4	7.6	0.6	10.9	9.8	1.2	3.4
98	56.0	15.9	4.0	14.5	7.4	0.4	10.9	9.0	−1.4	4.1
99	57.0	16.5	4.1	13.7	7.7	−0.6	10.3	8.7	−0.3	4.7
2000	56.2	16.9	4.0	14.3	6.8	0.3	11.0	9.5	2.4	4.7
01	57.1	17.5	3.8	14.3	6.6	0.1	10.6	9.9	0.8	5.0
02	57.7	18.0	3.7	13.3	6.3	−0.2	11.4	10.1	0.1	5.4
03	57.5	18.1	3.6	13.6	5.6	0.0	12.0	10.4	1.6	5.3
04	57.1	18.0	3.7	14.0	5.1	0.3	13.3	11.4	2.0	4.7
05	57.2	18.1	3.6	14.7	4.8	0.2	14.3	13.0	2.2	4.4

(資料)前掲、三和・原『要覧』32頁。

う具合で明瞭な停滞に陥っているからであり、その点で、少なくともこの時期では、「設備投資」がバブル景気への「着火要因」だとは評価し得まい。

そうであれば、結局次のように(C)「図式化」が可能であろう。つまり、「公的資本形成」に支えられつつ「住宅」が需要構成の中核をまず担い、そしてそれが「民間消費」に補完されながら拡張を実現することによって、最終的には、「輸出」(11.4→10.4)の大幅減少を補償したのだ——と。まさにこのような構成で、「バブルへの着火」がスタートを切った。

このような基本構造を前提にしつつ、最後に3つ目に、(ハ)「成長率寄与度」(%) (第14表)の面からこの「バブル形成局面」を総括しておきたい。そこで最初は(A)「先行要因」であって、具体的には、「個人消費」(86年=1.8→87年=2.3→88年=2.7)・「公的資本形成」(0.1→0.4→0.3)・「住宅」(0.3→1.0→0.7)の3項目が目目を引く。まさにここからは、「消費支出・公的資本形成」とセットとなった「住宅」こそが景気牽引車としてのその役割を果たした事情が、まず明瞭に浮かび上がってこよう。そのうえで(B)「遅滞要因」としては、何よりも「民間企業設備」(0.9→0.6→2.6)と「在庫品増加」(Δ 0.2→ Δ 0.3→0.5)とが顕著だといってよい。もちろん後の段階でやがて前面に登場してくるとはいえ、当面のこの「バブル形成期」フェーズにあつては、これら2つの「民間企業関連項目」は、「バブル景気」の、いわばやや「遅れた」加速・促進ファクターとしてこそ位置づけられる以外にあるまい。

そして最後が(C)「制約要因」だが、いうまでもなく「純輸出」がこれに入る。事実それは、 Δ 0.7→ Δ 0.8→ Δ 0.6と3年連続でマイナスを示す以上、この「バブル形成局面」での「外需」は、輸出停滞が大きく影響して、むしろ制約条件としてこそ作用する以外にはなかった。まさしく、「バブル景気」が何よりも「内需・民需型」景気であった証左であろう。

続いて、取り急ぎ第2に(b)「バブル成熟局面」(89～90年)へと移ろう。そこで最初に1つ目に、やや大きな(イ)「基本指標」から点検していくと、まず(A)「累積景気動向指数」はどうか。さて、バブル進行とともに88～89年期を経てそれは8000レベルを超過するに至ったが、いうまでもなくこの水準は過去最大であつて、バブル景気はまさにこの90年半ばにそのピークを迎えたと判断してよい。要するに、89～90年間で1000ポイントもの上昇を記録したわけで

あり(第1図), その点で, 「89-90年局面=バブル成熟局面」と集約されてよい。

そのうえで(B)「経済成長率」(%)からも確認しておく, やや注意が必要だと思われる。というのも, 成長率は88年=6.9を頂点として, その後は89年=5.2→90年=4.7(第13表)という経過でむしろスローダウンが続くからであって, 景気全般次元ではさらに景気上向きが持続したこの89-90年局面=「成熟局面」の裏側で, 実は, 成長率の緩やかな下降運動がすでに始まっていた——わけである。まさに景気の下方向転換が接近しつつあったとみてよい。

最後に(C)「企業利益率」(第1図)はどうか。そうとすれば, この利潤率ベクトルからも「景気転換の接近」は同様に予測可能だと考えてよく, 具体的に指摘すれば, この局面の利潤率はいわば「2ステージ」構成を描いて進行をみた。まず「第1ステージ」としては, 1つの下降を経験しつつも, ほぼ89年いっぱいには上昇を継続させて89年末には6%台にも接近する。しかしそれがピークであって, 90年を迎えると一転して連続下落に入り, 90年末にはとうとう5%をも割り込む——という「第2ステージ」に至るといってよい。したがって, この企業利益率動向からも, すでに下降転換点が顔をみせているわけであり, まさしくその意味で, この「89-90年局面」が「バブル成熟局面」であった点が否定できまい。

以上を受けて, 次に2つ目として(ロ)「国民総支出構成比」(%) (第13表)にまで立ち入っていこう。そこでまず(A)「増加要因」としては, 何ととっても「企業設備」の拡大が特筆されてよい。先に指摘した通り, この「設備投資」は「バブル形成期」にはむしろ「出遅れ」ていたが, この局面では顕著な伸びに移り, 88年=17.0→89年=18.3→90年=19.3という膨張基調に乗る。こうして, この「バブル成熟局面」における需要形成のリード役は「住宅」などから「設備投資」へと明確に転換したとみてよいが, しかしこの局面ですでに「成長率・利益率」に一定の「翳り」が生じつつあった以上, この「設備投資拡大」がやがて「過剰資本化」せざるを得ないのもまた自明であった。まさに「過剰投資の進行」以外ではあるまい。

それに対して(B)「減少要因」としては「民間最終消費」の停滞が特に目に付く。すなわち58.3→58.2→58.0という数値が拾えるから, ——「バブル形成局面」では1つの景気支持ファクターをなした——その点で, 民間消費が徐々にバブ

ル景気を支え切れなくなっていく過程こそが目に入ってこよう。「バブル景気＝消費主軸型」という把握は幻想に過ぎない。したがって、全体をこう(C)「集約」することが可能であろう。すなわち、「バブル成熟局面」には、設備投資こそが需要形成の牽引車だったわけであり、まさにその意味で、バブル膨張に果たした、この「設備投資の決定的役割」が軽視されてはならない——のだと。

そのうえで3つ目に、この「バブル成熟局面」をさらに実質的に理解するために、(ハ)「国内支出の増減寄与率」(%) (第14表)にまで立ち入ってみよう。そうすると、最初に注目されるのは、(A)「制約要因」として「民間企業設備」こそが作用する点に他ならない。なぜなら、いま直前では「需要構成」における設備投資の伸張を検出したが、にもかかわらず、「増減寄与度」で測定するとむしろその低落が顕著だからであって、具体的には、88年を画期として著増

第14表 国内総支出の増減寄与度

暦年	国内 総支出	民間最終 消費支出	民間住宅 消費支出	民間企業 設備投資	政府最終 消費支出	公的固定 資本形成	在庫品 増加	輸出	[控除] 輸入	国内 需要	民間 需要	公的 需要
1985	5.1	2.2	0.2	2.2	0.1	-0.4	0.3	0.6	-0.1	4.6	4.8	-0.2
86	3.0	1.8	0.3	0.9	0.5	0.1	-0.2	-0.6	-0.1	3.6	2.9	0.7
87	3.8	2.3	1.0	0.6	0.5	0.4	-0.3	-0.1	-0.7	4.6	3.7	0.9
88	6.8	2.7	0.7	2.6	0.5	0.3	0.5	0.4	-1.0	7.4	6.6	0.8
89	5.3	2.6	-0.1	2.6	0.4	0.0	0.1	0.7	-1.0	5.6	5.2	0.4
90	5.2	2.5	0.3	1.8	0.4	0.3	-0.2	0.6	-0.5	5.2	4.4	0.8
91	3.4	1.5	-0.3	0.8	0.5	0.2	0.2	0.3	0.1	2.9	2.2	0.7
92	1.0	1.4	-0.3	-1.4	0.3	0.9	-0.4	0.3	0.0	0.6	-0.7	1.3
93	0.2	0.7	0.1	-1.8	0.4	0.9	-0.2	0.0	0.1	0.2	-1.2	1.4
94	1.1	1.5	0.4	-0.9	0.5	0.1	-0.1	0.3	-0.5	1.3	0.7	0.6
95	1.4	0.9	-0.2	0.3	0.6	0.0	0.5	0.3	-0.9	2.0	1.5	0.5
96	2.1	1.1	0.6	0.1	0.4	0.4	0.0	0.5	-1.0	2.5	1.7	0.8
97	1.1	0.2	-0.7	0.9	0.1	-0.6	0.1	1.0	0.0	0.1	0.6	-0.5
98	-1.8	-0.5	-0.7	-0.8	0.3	-0.3	-0.2	-0.3	0.6	-2.2	-2.1	-0.1
99	-0.3	0.5	0.0	-0.7	0.7	0.4	-1.1	0.1	-0.3	-0.2	-1.2	1.1
2000	2.8	0.6	0.0	1.1	0.7	-0.8	0.8	1.2	-0.7	2.3	2.4	0.0
01	0.4	0.8	-0.2	0.2	0.5	-0.2	0.2	-0.7	-0.1	1.2	1.0	0.3
02	0.1	0.6	-0.2	-0.8	0.4	-0.3	-0.4	0.8	-0.1	-0.6	-0.7	0.1
03	2.1	0.5	0.0	0.9	0.4	-0.7	0.4	1.0	-0.5	1.5	1.7	-0.2
04	2.8	1.3	0.1	0.8	0.4	-0.4	-0.2	1.7	-0.9	2.0	2.0	-0.1
05	3.1	1.6	0.0	1.3	0.3	-0.2	0.1	0.9	-0.8	3.0	2.9	0.1

(資料)前掲、三和・原「要覧」132頁。

に向かいつつ89年＝2.6という高水準を記録した後、90年には一転して1.8へと大きく落ち込む——のである。まさしく、設備投資機能における、「景気刺激から景気抑制」への作用変化こそが読み込まれるべきだが、結局、量的拡大状態にある設備投資が、景気支持にはもはや寄与しなくなっているのであり、その意味で、「過剰資本形成」以外ではあり得まい。

それと比較して、逆に④「促進要因」を構成するのは、1つには「民間住宅」($0.7 \rightarrow \Delta 0.1 \rightarrow 0.3$)であり、そしてもう1つは「公的資本形成」($0.3 \rightarrow 0.0 \rightarrow 0.3$)に他ならない。その点で、一面では、「『公的資本形成』を土台とした『住宅』」という、「バブル形成局面」での景気牽引図式が再登場したとも考えられるが、また他面では、「設備投資の『過剰投資化』」の、「公的方向からの『補完』」の出現だとも整理できよう。それに加えて、「輸出」($\Delta 0.6 \rightarrow \Delta 0.3 \rightarrow 0.1$)の微増傾向も注意されてよく、このベクトルからも、資本過剰における、「従来型＝外部処理型」パターンの再発動が無視できまい。いくつかの新動向が進行していく。

そうであれば結局、以下のような⑤「集約」が手に入ろう。すなわち、「バブル成熟局面」前半の「設備投資・牽引型」は、その末期に、「公的需要・補完型」へともう一段の変容を余儀なくされると図式化可能なのであり、したがってその意味で、まさにこの極点にこそその「崩壊」が待ち構えていた——のだと。「バブル劇場」の必然的終幕に他なるまい。

こうして第3に⑥「バブル崩壊局面」(91－93年)を迎える。そこで、最初に1つ目として⑦「基本指標」からみていくと、まず⑧「累積景気動向指数」はどうか。さてこの指数は90年末に8000を超えて頂点を印した後、今度は、そこをピークとして93年半ばまでは一挙の墜落過程に入り、93年＝6000というボトムへと落ち込む。そしてこの底値は、まさにバブル開始点である87年レベルにこそ相当したから、その点で、この90－93年の3年間で実に「2000ポイント」もの指数暴落を経験したことになろう(第1図)。まさしくこの下落幅は空前絶後のものである以上、この「91－93年局面」でバブルはその「崩壊」に至った。

ついで⑨「経済成長率」(%)へ目を転じると、このベクトルからもその「崩壊」状況は明確といってよい。つまり、すでに指摘した通り、成長率は、バブル拡張にもかかわらず、88年＝6.9を頂点として、それ以降は89年＝5.2→90年＝4.7という下降軌跡を辿ってきたが、その下落基調は「バブル崩壊」に直面し

てさらに一層大きく落ち込む。事実、その後は91年＝3.6→92年＝1.3→93年＝0.4(第13表)となって一路ゼロ成長へと接近するから、その点で、「バブル崩壊局面」が成長率の大幅下落を招来させた関連は余りにも明白ではないか。

最後に、この「崩壊」状況を(C)「企業利益率」(%) (第1図)に即しても検証しておこう。この点もすでにふれた通りであるが、89年には6%水準にも迫ってそのピークを画したが、そこを下方転換点にして、バブル末期からは、「停滞＝踊り場」を経由しながらも、明確に下降方向へと転じ始めていた。その意味では、「バブル崩壊」の直前から——「株価暴落」に一步先んじて——企業利潤率はその低下を開始していた点が重要だが、まさにそれが、さらに「バブル崩壊」に連動して一段深い下落へと急降下するわけであって、91-93年に掛けて5%レベルから2%水準へと墜落を余儀なくされる。その結果、93年にそのボトムを経験していくが、こうして、「バブル崩壊」が企業利益率下落に結果したことは自明であろう。

続いて2つ目に、(ロ)「国民総支出構成比」(%) (第13表)サイドからも点検しておきたい。そこでまず(A)「減少要因」が興味深いが、何よりも「企業関連」の落ち込みが顕著という他はない。すなわち、まず中軸たる「企業設備」が91年＝20.1→92年＝18.4→93年＝16.2となるから、何よりも「設備投資」の継続的減少が景気の足を大きく引っ張った点が明瞭であるが、それだけではない。それに加えてさらに、企業関連の他の項目である、「在庫品増加」(0.7→0.2→0.1)および「輸出」(10.0→9.8→9.1)も縮小を余儀なくされていることもそれを傍証している以上、全体として、「企業関連」が景気下落を大きく規定している事情は否めまい。要するに、「企業投資」縮小こそがまさに「バブル崩壊」の主因だったわけであろう。

それに比較して、(B)「増加要因」を構成したのが、「民間最終消費」(52.9→53.7→54.5)・「政府最終消費」(13.0→13.4→13.8)・「公的資本形成」(6.6→7.4→8.2)の3つであった。その場合、これら3項目は、「バブル形成局面」ではむしろ「減少・停滞要因」であったから、需要構成におけるその基本図式には一定の変質が進行した——とこそ把握すべきだが、まさにその意味で、従来の景気牽引車たる「民間投資」を「民間消費および政府投資」によってサポートするという、まさしく「バブル崩壊型・新図式」の定着が確認されてよい。

そうであれば、全体はこう(C)「集約」されていこう。すなわち、「バブル成熟」の牽引力が「設備投資」にこそあったことの丁度「裏返し」として、「バブル崩壊」の「主犯」がこの「設備投資・縮小」以外ではない点もまた明白である——と。まさしくこの側面こそ、「バブル崩壊＝過剰資本の強制的整理」の、その明白な一断面だというべきであろう。

そのうえで、「バブル崩壊局面」を景気変動過程としてさらに現実化するために、最後に3つ目として、(ハ)「国内総支出の増減寄与度」(%) (第14表)にまでメスを入れてみたい。そうすると、最初に(A)「制約要因」としては、取り分け「企業関連」の決定的な惨落振りが印象的であろう。そのうちでも特に「民間企業設備」の下落が著しく、それは、「バブル崩壊」を契機にして、例えば90年＝1.8→91年＝0.8→92年＝ $\triangle 1.4$ →93年＝ $\triangle 1.8$ →94年＝ $\triangle 0.9$ という惨憺たる下落基調を辿った。その点で、この設備投資停滞こそが、「バブル崩壊」後不況の主因に他ならないことに疑問はあり得ないが、またそれと同時に、もう1つの「企業関連」である「在庫品増加」($\triangle 0.2 \rightarrow 0.2 \rightarrow \triangle 0.4 \rightarrow \triangle 0.2 \rightarrow \triangle 0.1$)の落ち込みも無視できないかぎり、総体的には、これら「企業関連」指標の不振が景気を大きく落ち込ませた。

それと較べて、(B)「促進要因」に躍り出たのは「唯一」「公的固定資本形成」であった。つまり、この項目は、民間関連の影に隠れて、バブル膨張局面ではむしろ「日陰の存在」に止まったが、この「バブル崩壊」以降は、民間需要の顕著な下落ともなって、再度その役割の拡張が目立ってくる。具体的には、 $0.3 \rightarrow 0.2 \rightarrow 0.9 \rightarrow 0.9 \rightarrow 0.1$ という軌跡が検出できる以上、明らかに、「バブル崩壊」が明瞭になる92-93年フェーズにおいてこそ、その有意な増大が確認可能といつてよい。こうして、この「寄与度」の面からも、民間需要の減退が「政府固定資本形成」によって辛うじて補完されていった構図が一目瞭然であろう。

そうであれば最後に、「バブル崩壊局面」をその「需要構造」サイドから(C)「集約」を試みると、以下のような図式が明確に浮上してくる。すなわち、全体としては、「民間需要」が $4.4 \rightarrow 2.2 \rightarrow \triangle 0.7 \rightarrow \triangle 1.2 \rightarrow 0.7$ と推移して明瞭にその寄与度を下げているのに比較して、「公的需要」は、 $0.8 \rightarrow 0.7 \rightarrow 1.3 \rightarrow 1.4 \rightarrow 0.6$ (第14表)という経過で著しい上昇過程を進行していく。したがってその点で、「バブル崩壊局面」では、まさしく「民間需要低落—公的需要による補完」という構

造がその色を濃くしていくわけであり、そこには、「過剰資本累積の『強制的整理』」という、その本質図式が極めて明瞭に現出している——と総括可能なのではないか。

II 組織化体系(Ⅰ)——階級育和策

[1] 労資関係 次に、以上のような「基礎構造」を土台として展開された、国家による「体制組織化作用」の現実過程へと入っていこう。その場合、この「体制組織化」機能のまず第1は(2)「階級育和策」に他ならないが、最初にその第1側面としては、いうまでもなく①「労資関係」⁵⁾こそが位置付けられる。すでに別稿で詳細に検討したように、70年代低成長期の中で、「減量経営－協調的労資関係－日本型経営システム」という体系的な労資関係の確立をみた⁶⁾が、バブル期に入ると、それを基本的土台にしたうえで、その新動向型再編成こそが進行を開始する。すなわち、「不規則就業」構造の展開に立脚した、「新型・労資関係」構築の試み以外ではないが、それを通して、「日本の雇用関係」はもう一段の転換を余儀なくされていこう。そこでまず第1に、このバブル前後期に支配的となった「不規則就業」関係展開の、(a)その「背景」把握が必要だといってよい。その点をふまえて最初に1つ目に、タイプの比較のために、(イ)「従来パターン」を取り合えず確認しておく、いうまでもなく、少なくとも低成長期までは、企業にとっては、「安定的な雇用保障」こそが、労資関係におけるその最大の遂行課題であった。というのも、景気後退や合理化によって過剰になった労働力を欧米のように簡単にはレイオフできない以上、日本企業は、以下のような順序で対応を図ったからに他ならない。すなわち、まずボーナスなど一時金削減や賃金抑制あるいは残業時間削減を実行し、それで処理し切れない部分を、次にパート労働の削減・配置転換・出向・転籍などで対処したのであり、とにかく「雇用保障」だけは維持しようとする——日本企業に特有なその「雇用調整パターン」が遂行されてきた。

しかし、「プラザ合意→円高不況→バブル」という構造転換に直面して、「日本型・雇用調整パターン」は、(ロ)「変質条件」への対応を迫られる。すなわち、それは、「減量経営の進展」・「総人件費縮小」・「ME化進行」・「経済のサービス

化」・「高齢者化」・「女子労働力の拡大」として集約可能だが、80年代に入って、「労働市場」を巡る環境変化が一挙に芽を吹く。そしてまさにそれに連動してこそ、労働法制にも一定の新動向が検出可能だが、このような周辺条件の変化の中で、「安定的雇用保障」が大きく揺らいでいくのは当然であった。したがって、「バブル期・労資関係の背景」としては、結局、以下のように(ハ)「集約」される以外にはあるまい。つまり、従来の日本型労資関係においては、過剰労働力の雇用をあくまで守ろうとするスタンスが強く、そしてそれが、一方では、「正規従業員」の強い動機となって企業忠誠心を育むとともに、他方では、労働組合のまさに「協調性」を担保してきたが、「不規則従業員の増大」＝「雇用の多様化」に直面して、それが大きく揺らぎ始めてきた——のだと。要するに、「不規則従業員」問題の決定的表面化以外ではあるまい。

このような「背景」を押さえたうえで、次に第2に、この「不規則就業労働」の(b)「構造」にまで立ち入っていきたい。そこで、最初に1つ目は「不規則就業」の(イ)いわば「従来型」だが、まず(A)「パート労働者の拡大」が目につく。すなわち、総務庁「労働力調査」に基づいて「週就業時間35時間未満の非農林業短時間雇用者」でみると、85年で471万人、全雇用者の11.1%にも達している(『婦人労働の実情』86年版)。そして、そのうち女性パートタイマー労働者は71%、333万人を占めるから、この女性パート雇用こそが女性労働力率高まりの一端を構成していた。しかし問題は、その労働条件の劣悪性であって、常用雇用者とほぼ同様の労働を行っていながら、その賃金(時給)は一般女性労働者の所定内賃金の73%で595円となるから、高卒女子初任給レベルに止まっている。さらに「有給休暇」の制度化(約3割)も低いだけでなく、雇用保険・健康保険の適用率も目立って低い。要するに、ME化進展による「定型業務・単純作業」増大に立脚して、労務コスト削減の面から、女性常用雇用の抑制・削減化とそのパート労働による代替化が強力に進行をみたわけである。

ついで第2の「従来型」としては(B)「出向」が指摘されてよい。すなわち、この「出向」自体は決して新しい労働形態ではないが、「労働の多様化」の波の中で、いわば新しい進展をみる。そこでまずその現状を押さえておくと、例えば『労働白書』によれば86年段階で、①「出向実施企業比率」＝産業全体の約7割、千人超規模企業の9割、300人超規模で7割が実施、②「年齢構成」＝45歳

以上が全体の34%, ③「企業分野」=出向比率が50%を超える産業分野は金融・電気・ガス・サービス業, ④「役職別」=ホワイトカラー管理職11.2%, 非管理職6.9%, ブルーカラー現業部門6.3%を占める——という概略図が描かれる。したがって、バブル期には、特に大企業・管理職のウエイトの高さが目を引くが、こうした結果、出向該当者は総計で実に約60-70万人にも及ぶと推計されるといってよい。

そのうえで、「出向者タイプ」にまで立ち入ると、例えば、①「子・関連会社への経営・技術指導の人材援助型」約7割, ②「余剰人員・人事処遇上の問題解決のための人材調整型」約3割, ③「キャリア開発などの人材教育の一環である人材教育型」約3割, などという構成分布が手に入る。したがって、この平面図からは、「企業経営の多角化・活性化」に起因した「人材援助型」の比率がなお大きい。が、他面、「バブル期」を巡る最近の「瞬間風速」的增加テンポとしては、「安定的就業体制」の動揺に伴う、「再就職先の確保」・「余剰人員の発生」・「賃金コストの削減」を意図した「人材調整型」出向の、その質的・量的ウエイト拡大こそが重視されてよい。まさにその意味で、この「バブル局面」では、一面では、「中高年層の肥大化」という長期的な「企業の年齢構成的性格」に規定されて、そしてもう一面では、「景気変動」に連動した短期的な「雇用調整手段」という役割を担いながら、この「人材調整型出向」はその重要性を増していく。要するに「出向」の80年代型形態ではないか。

それに加えて、「従来型」に新動向が加味されて進行しつつある「新しいパターン」としては、第3に、(C)「男女雇用機会均等法」下の「女性労働」が指摘されてよい。そこで、まずこの「均等法」(85年5月制定, 86年4月実施)の骨子をみておけば、周知のようにここでは、概略として、①「募集・採用・配置・昇進」における男女の均等的取扱い義務, ②「教育訓練・福利厚生・定年退職・解雇」についての男女差別的処遇禁止, ③「女性の時間外・休日・深夜労働規制」の一部門での緩和・廃止——が規定されている。したがって、「雇用管理全般にわたる、男女の均等な機会と待遇の確保」こそがその主眼をなすと把握してよいが、それへの対応を迫られた企業にとって、その最大の課題は、何よりも、「昇進とこれに対する処遇面」での対応だとされた。というのも、女性労働者は「一般に」就労期間が短いから、いわゆる「終身雇用型・雇用管理」

を採用している日本企業にとっては、「男女同一の教育・昇進・待遇」に関わるコスト負担はそのリスクが相対的に大きい——と判断されがちだからに他ならない。まさにここからこそ、そのリスク回避を意図して、いわゆる「複線型コース別人事管理」が導入されていったのであり、一定の普及をみた。

すなわち、それは、基幹社員になる「総合職」と、「定型的・補助的業務」に専念する「一般職」とに区分して採用・管理・処遇するシステムであるが、その場合の、企業側主張のポイントには、このシステムが採用する「基準」は、決して「男女差」にあるのではなく、むしろ「女性労働者の意志と能力」にこそある——という「建前」が置かれている。したがって、女性労働者に対する「個別的な雇用管理」という点がこの「雇用システム」の「隠れ蓑」になっていると判断されるべきだが、それを踏まえると、このシステムの「本質」としては、以下のようにこそ把握されるべきではないか。すなわち、「均等法」に立脚した、まさにこの「複線型コース別人事管理」を通してこそ、「女性労働者における『二極化傾向』」が一層進む以外にはなく、その中で、一方における、「総合職」の「超過密・多忙労働」への「追い込み」化と、他方での、「一般職」の「不安定的・劣悪労働条件」への「囲い込み」化、とが急速に進行していくのだと。まさしく「現代型・女性労働問題」の噴出である。

続いて2つ目に、(ロ)「新型・不規則就業」パターンへ視角を転じよう。そこで最初は、何よりも(A)「派遣労働者の増大」が顕著であるが、その背景としては大まかに2分できる。そのうちのまず第1段階は、石油危機を契機に増大したパターンで、その構造としては、例えば労働省「職業別労働実態調査」(79年)によれば、以下のような図式が検出可能だといってよい。すなわち、①「情報処理関係」——「男子型」(64.2%)かつ「若年型」(35歳未満94.3%)であって「常用形態」(70—80%)が中心、②「事務処理関係」——「女子型」(女子比率94.4%)かつ「再雇用型」(25—34歳69.4%, 35—44歳13.9%)でしかも「登録型」(女子の常用雇用比率4.1%)が基本、③「ビルメンテナンス業」——「中高年齢層型」(男女とも45—64歳層中心)かつ「常用雇用型」(男女とも約8割)が基軸、という絵柄が出現しよう。そして、その場合に注目されるのはいうまでもなく「派遣利用の理由」以外ではないが、それが、「従業員数の抑制」や「賃金コストの抑制」という「労務コスト削減」に帰結するのは当然とみてよい。とい

うのも、特に「情報処理・ソフトウェア関係」では、「外部の専門性への依存」・「自社内育成の困難」・「質の高さ」などがその個別・具体的理由に挙げられているが、結局それらは、若年定年制＝「労働の希釈化」に対応した、「自社内での社員研修・訓練費用の節約」や「女性に対する常用雇用形態の適用抑制」という企業戦略の一環以外ではない——からである。まさに「労賃コスト抑制」にこそ立脚していよう。

そのうえで第2段階こそ、「労働者派遣法」制定(85年6月)以降のパターンだといってよい。周知の通り同法は、労働供給事業を禁止している「職業安定法」第44条との齟齬を調整しつつ、使用者責任の不明確性に起因する労働者保護の不十分性を解決しようという点を狙いにしており、それを基準として、情報システム・OA機器操作など16業種が「労働者派遣事業」として認定された。その場合、このような「派遣事業」進行において焦点をなすのは、まず1つには、「常用雇用型・事務処理関係労働者派遣」ではないか。なぜなら、この部門こそ「派遣システムの典型的形態」であるうえに、何よりもこの「常用雇用型・情報処理関係派遣労働」においてこそ、「二重派遣・派遣期間長期化・長時間労働」などという労働条件の劣悪性が顕著だったから——に他ならない。その点で、この「派遣法」制定による、「労働条件の改善」効果が実質的に試されていこう。そしてもう1つは、同じ「事務処理関係」でも「登録型・臨時雇用型」のタイプだが、この部門では、派遣事業の対象範囲が広がったことによって、むしろ次のような問題点の発生こそが懸念される。すなわち、OA化によって定型化した一般事務において外部労働力市場の利用が高まる結果、非常用雇用による常用雇用の代替化がいうまでもなく進むが、それを通して、さらに最終的には、全体的な「雇用不安」の拡大が著しく膨張せざるを得なくなるだろう——と。まさにこうして、「派遣事業の法制化」が「不規則就業」問題をさなきだに拡張させていく。

続いて、「新型・不規則就業」の第2パターンとしては(B)「60歳定年制」が指摘されてよい。いうまでもなく、「高年齢者等の雇用安定等に関する法律」の制定(86年4月)がその契機をなし、その中で、中高年齢層の処遇解決を目指して「雇用期間の延長」が試行された。そしてその背景に、「労働市場の高齢化」と「新たな不規則就業形態の広がり」とがあるのは当然だが、事実、60歳ある

いはそれ以上の定年制を採用する企業は急速に増大し、それは、80年＝39.7%から85年＝56.6%にまで拡大をみている(5000人超企業＝84.9%)。まさにこのような背景の下で、「高齢者層」が新しい形を伴って「不規則就業」エリアの中に「新規参入」を始めたわけであり、「不規則就業」のプールは一層その厚みを加えていった。要するに、高年齢層問題への政策的対処が雇用不安を逆に高めつつあるというしかない。

しかもそれだけではない。このような、一方での「定年制引き上げ」は、他方では、いうまでもなく、「一時出向・退職出向・役職定年制・昇給ストップ」などという、各種の「人員削減・労務コスト抑制」戦略とセットとなって実施された—— のはいわば自明であった。そしてそうであれば、この「60歳定年制」は、企業における特別な処遇措置なしに実行される条件下では、むしろ「低賃金・不安定労働条件」に規定された「不規則就業」体制を一層拡張するという作用のみをより強く表面化させざるを得まい。まさしくこの点こそ、「60歳定年制＝『新型』不規則就業体制の一環」という整理が可能になる、その所以なのである。

そのうえで、「新型・不規則就業」の最後に、やや性格が相違するが、(C)「成果主義」が位置づけられてよからう。というのは、これまでに列挙してきた「不規則就業」の大部分がいわば「非正規ホワイトカラー労働者」を巡る「新雇用形態」であったのに対し、この「成果主義」は、むしろ「大企業・正社員」エリアにおける「新しい労資関係」展開と規定してよいからに他ならない。そこでまずその「背景」が注目されるが、それは以下の2点にこそ集約されていこう。つまりまず1つは、企業が「円高不況→バブル崩壊」の過程でシビアに直面した、いうまでもなく「総人件費削減」への指向性であって、「バブル崩壊→大型不況→国際競争激化→コスト削減」という現実が、企業をして、「正規労働者」に対してまでも人件費削減を実行せしめた。しかし、それを現実化させるためには一定の労資慣行的変質が不可欠であるが、その土台を担ったものこそ、もう1つの、グローバル化の波に乗って進行した、80年代以降からの、「アメリカ型雇用システム」の日本企業への導入であった。まさにこのような潮流の中でこそ、特にバブル期を分水嶺として、「正規雇用層への賃金調節方式」という意味をもつこの「成果主義」が、大きく進展していくといつてよい。

そこでその「実態」が問題となるが、いうまでもなくその前提には、「年俸制」という給与支払方法がある。まさにこの「年俸制」を基礎としてこそ、その基盤のうえに、労働者からの、「職務遂行」に関わる「自己申告制」と、企業側からの、それに対する「業績評価＝客観的査定」とが位置づく。そして、その「評価」を基準としてこそ「賃金水準」が決定をみるから、「総人件費」を固定化したままで、結果的には、労働者個人間に、「賃金格差」をそれぞれ「客観的」に導入可能になる——と判断できよう。したがって、新たな「労働者分断策」の出現に他ならないが、まさにその意味で、「正規雇用者層」への再編へと導く。

そうであれば、この「成果主義」が、以下のような問題点を惹起せざるを得ないのは余りにも明白ではないか。すなわち、まず「客観的成果判断の困難性」が直ちに明瞭であるが、それが、職場競争を激化させつつ所得格差を拡大させるから、そこから「労働意欲喪失」と「労働者連帯感の解体」をもたらしつつ、結局は、「資本による生産点組織化」作用を大きく減退させる以外になかろう。要するに、「成果主義」を通して、「人件費削減」の代償として、資本＝企業は、「労働者の、企業への安定的包摂」を自ら掘り崩しつつあるというしかない。まさしく、「階級宥和策」面での「墓穴掘り」が、その進行を一路速めていく。

以上のような「不規則就業労働」の「構造」を前提にしたうえで、最後に第3に、この「不規則就業労働」のベクトルから、「バブル期・労資関係」の(c)「本質」を総括しておきたい。そうすれば、その「本質」は取り合えず以下のように集約可能だと思われる。すなわち、「バブル崩壊」の打撃克服の一環として、企業は、「不規則就業」の多面的展開を追及し、その実行を通して、確かに一面では、「人件費削減・雇用量の抑制」効果を獲得したことは否定し得ないが、しかし他面、この「不規則就業システム」は、「資本による企業内組織化」を基本的に「はみ出す」ものである以上、その帰結として、資本自らのコントロール機能を発揮できない「労働者部分」を広範に抱え込むことにならざるを得ない。しかもそれだけではなく、さらに、「成果主義」路線の帰結として、「正規労働者層」の無視し得ない部分を、いわば「企業統制力」の外部へと放擲することにもなるかぎり、それを通じて、「資本の労働者支配」は自ら大きな「綻び」を作り出す結果になる他ないのだ——と。

したがってこう結論できよう。「バブル型・労資関係」の中で、「階級宥和

策」がその「空洞化」に直面するのは一目瞭然であり、まさにその意味において、それは基本的な「変容」を遂げるのだと。

〔2〕労働運動 続いて、「階級宥和策」の第2側面としてはいうまでもなく②「労働運動」がそのポイントをなす。そこで、「バブル期・労働運動」⁶⁾を差し当たり「バブル局面・春闘体制」の展開に即してフォローしていくことにするが、そうすると、まず第1に(a)「86春闘」が問題になってこよう。その点で最初に1つ目として、(イ)その「背景」から入ると、まさにバブル開始に相当するこの86年段階の、その特殊条件性が無視し得ない。すなわち、周知のような日本の継続的な貿易黒字累積が国際的に批判され、したがって、「内需主導」への政策転換を迫られていた政府側からする「内需拡大論」があったから、それが、「春闘」への「意図せざる」援護作用を果たした。やや具体的に指摘すれば、経済審議会「1980年代経済社会の展望と指針・見直し作業報告」(85年12月)および通産省産業構造審議会「21世紀産業社会の基本構想・中間報告」(86年2月)などがそれに当たるが、これらの報告を通して、政府側から、「GNPの約6割を占める個人消費の拡大を図るために」「経済発展の成果を賃金と労働時間短縮に適切に配分する」必要がある——とされたといつてよい。

まさにこのような「背景」の下でこそ、「86春闘」はその取り組みを始動させていく。そこで2つ目に、(ロ)「労働者側・闘争方針」へ移ると、直前に確認した「政府・内需拡大論」に背中を押されつつ、しかも85年秋以降の「円高不況」脱出をも狙って、「積極的賃上げ路線」を明確に打ち出した。いうまでもなく、労働組合側は、これまでも内需拡大による経済成長を賃金交渉の理論的武器に設定してきたが、「円高不況」を好機にして、「積極的賃上げによる消費拡大＝内需拡大」論を改めて鮮明にスローガン化したといつてよい。そして、まさにこのような立脚点に立つてこそ、労働4団体(総評・同盟・中立労連・新産別)と「全民労協」とが統一的に「86賃金闘争連絡会」を設置し、それを土台にして闘争展開が取り組まれた。しかしその場合に注意が必要なのは、そこでの「統一的理念」の性格であって、それがまさしく「経済要求一辺倒」である点が極端に目立とう。というのも、その「中心理念」は、「我が国経済を内外需均衡した中成長へと転換させるためには86賃金闘争によって個人消費を拡大する以外にない」とされるからであって、何よりもかかる視点からこそ、「民活頼

りの政府の責任」と、「我慢の哲学」による賃金抑制を唱える財界とが批判されていく。まさにその結晶こそが、「7%以上の賃金引き上げ」という「賃金統一要求基準」であったのであり、そこには、一片の「制度要求」すらもみられなかった。

では3つ目として、その(ハ)「帰結」はどうか。しかしその結果は総合的には、労働側の敗北という以外にはなかった。というのも、円高不況による企業収益低下の状況下で、「賃上げによる景気拡大」論が浸透しなかったのは自明であったからであり、華々しいマクロ経済論議にもかかわらず、結局、全体的な賃上げ率は4.5%に止まり、「目標基準7%」には遠く及ばなかっただけでなく、むしろ「過去最低」にまで沈み込んだ。そしてその背景に、「日本型・賃金交渉スタイルの特殊性」——単産・中央組織が「マクロ観点」を強調しても、賃上げ動向は、最終的には、個別組合の企業業績に制約された「ミクロ観点」によって規定される——が厳存するのは自明だが、さらにその土台に、「経済要求一辺倒」=「制度要求の喪失」という、「バブル期労働運動」の「本質的限界」があったのも決して無視し得まい。

続いて第2に、(b)「87春闘」へと進もう。さて最初は1つ目に(イ)その「方針」が注目されるが、「87賃金闘争連絡会」は、その「基本認識」を概略として以下の3点に即して表明していく。すなわち、(A)「闘争視点」——「賃金抑制、減税拒否など内需抑制型の政策に固執」して円高不況を強めたのは政府・財界の責任であること、(B)「闘争戦略」——それに対置できる「唯一の」方向性は「経済政策の転換」以外にはなく、それを通してのみ、「積極的賃上げ→内需拡大→投資拡大→雇用機会の拡大」という、「内需型の経済成長の循環の形成」が可能なこと、(C)「闘争要求」——その際の賃上げ目標値を「6%もしくはそれ以上」とすること、これであった。こうして、要求基準はやや下がってはいるものの、「賃上げ→内需拡大→成長」という「闘争ロジック」は、敗北した「86春闘」と同様であり、「経済闘争一辺倒」=「制度要求欠落」の片肺性には何らの反省もないという以外にない。

そうであれば、次に2つ目に、(ロ)その「展開」にも基本的な限界が免れ得ないのも当然であった。なぜなら、86年後半以降になると、構造調整産業を中心として大量の「雇用調整・削減」が本格化してくるからであって、賃上げ

どころかむしろ雇用確保こそが最大の課題となる単産が出てくる——からに他ならない。それをチャンスにして、資本側も「雇用か賃金か」という二者択一の選択を組合側に迫る勢いを強めたから、「6%賃上げ目標」はあくまでも「目安に過ぎない」というスタンスが強まった。そして実際の闘争展開としては、その賃上げ目標を単産・単組の「自主決定」に送り込む以外にはなかったものであり、その結果、「87春闘」は、戦後最低の賃上げ率に終わることをまさに運命付けられていたといつてよい。要するに、「制度要求」が伴わない「賃上げ要求」は、資本側からする、「生産性原理・経済整合論・個別企業業績・雇用との選択」攻撃に直面すると、「個別企業組合システム」下では、たちまち崩壊する他はなかったと集約できる。まさにその点が暴露された。

こうして3つ目に(ハ)「全体的帰結」がこう整理可能ではないか。すなわち、円高進行によって、IMF・JCグループ間に「企業業績格差＝要求実現格差」が大きくなった点に起因して、「IMF・JC統一要求基準設定」が困難になったため、「JC主要単産が集中決着方式でまず春闘相場を形成し、これを他産業へ波及させる」——という伝統的な「春闘スタイル」が崩壊に瀕したのだと。換言すれば、各単産・単組における、「自主的賃金交渉」の模索が始まらざるを得ないということであって、「87春闘」はその萌芽を呈し始めたのである。まさしく、このバブル期・労働運動はその画期的転換期に該当しているのではないか。

以上を受けて、最後は第3に(c)「88春闘」に他ならないが³、最初に1つ目に(イ)その「背景」から入ろう。その場合、まず全体の前提をなすのは、何よりも「連合」(全日本民間労働組合連合会)の成立であろう。すなわち、この連合は、まさにバブル最盛期である87年11月に発足したが⁴、その規模は、55単産、535万人組合員数、対全組織労働者・組織率45% (含オブザーバー・友好組合)、対民間組織労働者・組織率59%、という巨大組織であった。そしてこの連合成立に歩調を合わせて、まず同盟と中立労連が直ちに解散した他、新産別も、従来からの方針を前倒しして、総評との統合、官公労組との統合路線を明確にしたから、巨大な単一ナショナルセンター設立への運動が大きく前進をみせた。まさに、従来の労働運動枠組みが激変するこのような局面の中でこそ、「88春闘」はスタートを切った。

こうした巨大組織の出現が⁵、従来の「春闘中軸」の労働運動に対して無視で

きない影響を与えざるを得ないのは当然だが、それは賃金交渉へどのような作用を及ぼしたのだろうか。

そこで2つ目は(ロ)その「展開」に他ならないが、その場合に、運動展開の基調を決めたのはいうまでもなく連合の「綱領」であった。つまり、そこには、「自由にして民主的な労働運動」の追及と「力と政策による労働条件・諸権利の獲得」とが盛り込まれつつ、さらにそれに立脚してこそ、「欧米なみの賃金から欧米なみの生活」実現と「総合生活の改善・向上」獲得とが、その「活動課題」として設定される——という図式になっている。要するに、「賃上げ、時短、政策・制度要求」が総合的に指向されているといつてよく、その意味で、「政策・制度要求」の重要化が、従来の路線からの一定の特質を端的に表現していよう。

そこで、この「政策・制度要求」の意味にまでもう一步立ち入ると、その「意図」については、例えば、「88春闘」に即して発表された「春季総合生活改善の取り組み」の中で明示されている。すなわち、そこでは、賃金要求・労働時間短縮と並んで「政策・制度要求」が取り上げられつつ、その中身としては、「内需拡大・税制改革・減税・土地政策・物価対策」が指摘されるのであって、その方向から、「政策・制度要求」への基本的スタンスが確定をみた。その場合、さらに注意すべきは、これらの各テーマに関して、「単産の役割と連合の調整」および「連合の責任と単産の参加」が明瞭化された点に他ならず、まさにその意味で、「単産と連合との役割分担」が決定をみたといつてもよい。換言すれば、連合が責任を持つ領域を「政策・制度要求」に限定しつつ、賃上げ・時短などの「労働条件改善」はあくまでも単産レベルに任せよう——という「役割分担」であり、そこには、「企業別組合の連合体としての産業組合構造」という、「日本型・賃金交渉」図式における、その「基本的継続」がみて取れよう。連合型「政策・制度要求」の特質にこそ注意しておきたい。

そのうえで、最後に3つ目として(ハ)その「帰結」はどうか。先にみた通り、「賃金か雇用か」の究極の選択を迫られた「87春闘」は、史上最低の賃上げ率に終わったが、「連合結成」と「政策・制度要求展開」とを新基軸とした、この「88春闘」指導が、その点で、大いに期待されたのは当然であろう。しかし、春闘時そのものでは、バブル景気の浸透がなお不確定であったこともあって、春闘に対するそのような「追い風」は十分には作用せず、その結果、要求実現は

不満足なレベルに終始した。具体的には、連合「6－7%ガイドゾーン」、総評「7%以上」という要求水準にもかかわらず、賃金交渉は、結果的には4.43%という低水準に封じ込まれていく。これは、過去3番目に低い水準であるし、さらに時短に関しても捗々しい成果がなかったから、「88春闘」も敗北と総括されざるを得なかった。

以上こうして、「バブル景気」の「入り口」に差し掛かったにもかかわらず、「バブル期・労働運動」は、「86・87・88春闘」の3局面において連続敗北を余儀なくされた。そして、繰り返し指摘したように、その敗北要因としては、「企業のミクロ環境悪化」がもちろん無視はできないが、しかしそのような「客観条件」だけではなかった。なぜなら、「制度要求」を欠いた「経済闘争」が、「企業の個別経済条件」や「雇用維持との選択」という局面では全く無力だった——からであり、したがって、労働運動自体の「主体条件」の比重も決定的に大きい。もともと、連合成立に伴う「政策・制度要求」によってもなお、春闘敗北からの脱出はいぜんとして困難ではあったが、しかし、その脱出路が、「経済闘争—政治闘争の体系的結合」以外にない点もまた自明ではないか。そのことを改めて確認しておこう。

〔3〕社会保障 そのうえで、「階級宥和策」の第3側面こそ③「社会保障」⁷⁾であろう。そこで、バブル期・社会保障展開のまず第1テーマは何よりも(a)「高齢化対応政策」だといってよいが、この局面における政府の高齢化対応として目立つのは、1つ目に(イ)「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略(ゴールドプラン)」(89年12月)ではないか。最初に、(A)その「背景」に目を向けると、周知のように、この「戦略」は、88年に発表された「福祉ビジョン」の内容をさらに拡充したものであった。すなわち、予算的には、その総事業費は6兆円を超えて、80－89年にわたる10年間予算の実に3倍以上になると見込まれているから、まさにその点で、予算規模面からしてもまたその包括性面からしても、この「10年戦略」が、「73年福祉元年」以来の大方針提起であることはいうまでもない。そのうえで、(B)その「構成」にまで進むと、この「10年戦略」の骨格的構成は大まかにみて以下の7点にこそ集約可能だと思われる。つまり、①在宅福祉推進10ヵ年事業②寝たきり老人ゼロ作戦③長寿社会福祉基金の設置④施設対策推進10ヵ年事業⑤高齢者の生きがい対策推進10ヵ年事業⑥長寿科

学研究推進10ヵ年事業⑦高齢者のための総合的な福祉設備の整備、これである。こうして、極めて多面的な事業推進が掲げられているのであり、老人福祉に関する、「現場施設・財政整備・介護サービス・老人問題研究」などの諸側面からの諸施策の提起こそが、何よりも特徴的だと思われる。まさしくこの「10年戦略」の多面性・総合性が顕著であろう。

したがって最後に、この「10年戦略」の(C)「意義」は結局こう整理できよう。すなわち、単に厚生大臣(当時)だけではなく大蔵・自治大臣による合意に立脚しており、したがって、「財政的裏づけ」を明瞭に保持した、そのような現実的土台に基づく、「総合的・体系的」な「高齢化対応プラン」に他ならないのだ——と。その意味で、バブル期をまたいだ、80-90年代社会保障理念を端的に体現した、その「総合的高齢者対策」だと結論できよう。

そのうえで、「高齢者対応政策」の2つ目は(ロ)「老人福祉法の改正」に他ならない。そこでまず(A)その「背景」だが、この「老人福祉法」改正(90年6月)の主眼は、先にふれた「10ヵ年戦略=ゴールドプラン」実施のための、その基盤形成にこそあった。というのも、「ゴールドプラン」はいわばあくまでも「プラン」に過ぎず、したがって、この計画を実行する現実的諸制度が整備されなければ、「10ヵ年戦略」は画餅に終わるのは当然だからに他ならない。そこで、「ゴールドプラン」実現を視野に入れてその「体制作り」が試行されたわけであり、この「老人福祉法」も、他の、「身体障害者福祉法・精神薄弱者福祉法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・社会福祉事業法・老人保健法・社会福祉及び医療事業団法」などと並んで、その一環としてこそ制定に至ったと理解されてよい。まさにその点で、「老人福祉法」が持つ、その「高齢化対応政策」の不可欠の一部分性こそが重要であろう。

ついで、では(B)その「改正点」に関するポイントは何か。その場合、「改正点」の焦点は以下の3点に集約されると判断してよいが、まず第1は①「在宅福祉サービスにおけるその法的位置の明確化」である。まさにこれを通じて、在宅福祉サービスの積極的推進が可能になったとともに、その、居宅生活支援事業としての法的根拠が明瞭になったと理解されてよい。そしてそれに立脚してこそ、市町村に対する福祉事業推進義務の明示だけでなく、「長寿社会福祉基金」設立という、在宅福祉サービスのための「支援体制強化」もが図ら

れることになった。ついで第2は②「老人福祉サービス提供主体の一元化」に他ならず、「在宅福祉サービス」および「施設福祉サービス」の、「市町村への一元化」が図られていく。すなわち、従来は都道府県の福祉事務所で取り扱われていた、特別養護老人ホームなどへの入所決定事務が、町村へと委譲されたのであり、この改正によって、老人福祉サービス提供に関わる、「都道府県」と「市町村」との役割分担が明確化されたと考えてよい。やや具体的に指摘すれば、都道府県の業務が、介護措置などの実施に関する「市町村間の連絡調整や情報提供」においてより体系的な任務を果たし易くなったため、一面での、市町村による、地元密着型の「きめ細かさ」と、他面での、都道府県による、総合視点的調整作用とが、区分けされて生かされることにもなった。一定の「新基軸」だといってもよい。

そのうえで、最後に第3として、③「市町村の計画策定義務化」が目につく。すなわち、以上のような権限拡大・整備に対応して、その一種の義務として、地方公共団体には、「福祉と保健が一体となった計画」＝「老人保健福祉計画」の策定が義務付けられた。そして、それに対して国は必要な援助を与えなければならない——とされたのであって、「老人福祉サービス」提供主体としての地方公共団体におけるその積極的役割と、それを支援すべき国との位置関係が、いわば体系的に整理されるに至ったと考えるとよいように思われる。

そうであれば、最終的に(C)その「意義」はこう集約可能ではないか。すなわち、この「老人福祉法」は、「ゴールドプラン」の実質的実行基盤整備という役割を持ちつつ、「福祉サービス提供」に関して、地方公共団体の自主性明確化と国の支援義務明確化とを明示するものだと整理されてよい——のだと。したがって、まさにその点で、それは、バブル期・社会保障展開における、「高齢化対応政策」の重要な一環を構成したと判断されてよからう。

続いて、「高齢者対応政策」の3つ目としては(H)「老人保健法の改正」が位置付けられてよい。そこで、(A)その「背景」から入ると、最も基本的には、この「老人保健法」も、先の「ゴールドプラン」展開の基盤整備であることはいうまでもない。まさにそのような意図からしてこそ、この「老人保健法」が「老人福祉法」と同時にその改正に着手されたわけだが、その直接的前提にあったのは、89年の老人保健制度改正であった。すなわち、そこでは、「加入者按分比

率」の引き上げが規定され、具体的には、90年度までには段階的に100%にまで高めるとされたが、しかし同時に、その到達点までに「拠出金の算定方式」を検討・確定する——という「付則」もが加えられていた。まさにこの「付則」に沿ってこそ、88年10月以降「老人保険審議会」の検討が始まったのであって、その結果、いくつかの紆余曲折を経ながら、ようやく90年の12月になって同審議会は成案を得るに至り、それを、「老人保険制度の見直しに関する意見」として厚生大臣に具申したといってよい。そして、厚生省は、この意見具申を受けて老人保健法の改正作業を進め、そのうえで最終的には91年2月時点で、「老人保健法の一部を改正する法律案」として120回通常国会への提案へと漕ぎ着ける。その結果、一部修正を受けた後、9月末に両院において可決＝成立をみた。

それをふまえて、次に(B)その「改正点」にまで目を向けると、概略として、以下の3論点には大きな注意が払われるべきであろう。つまり第1点は①「一部負担金の引き上げ」に他ならず、今回の改正でその大幅なアップが実行された。周知のように、この「一部負担金」は数次の上昇に見舞われてきており、この「老人保健法」制度の発足時点でまず従来の「老人医療費の無料化」が廃止されたが、それを嚆矢として、その後は数回の引き上げが進む。その結果、外来が月800円、入院1日400円だった一部負担金は、この92年改正によって、外来＝92年度中は月900円、入院＝1日600円に引き上げられることとなった。しかもそれだけではない。それに加えて、いわゆる「スライド制」が導入されることによって、一部負担金は消費者物価の変動率に合わせて改定されることになったとみてよい。こうしてまず一方で、「一部負担金引き上げ」という点で制度の「改悪」が目論まれる。

ついで第2点は、他方で②「公費負担割合の引き上げ」が見落とせない。すなわち、老人保健に関する公費負担は従来3割であったが、今回の改正によって、特に介護に関わる費用については5割負担へと引き上げられた。その場合、その動因については以下の2点が重要とみてよいが、まずその1つとして、すでに5割となっている「社会福祉」との均衡性が否定し得まい。まさにそれとの「横並び」指向こそが今回の新措置への弾みとなったように思われるが、しかしそれだけではない。そのうえでもう1つとして、進行しつつある「高齢化社会」における「介護の重要性」がもちろん無視はできないから、それ

がいうまでもなく今次改正の底流となっていた。そしてこの新方式は、92年1月から老人保健施設療養費などに即して実施に移された他、さらに92年4月からは、老人訪問看護療養費などについても適用されることになっている。要するに、「一部負担金」とともに「公費負担」もが引き上げをみたわけであって、老人保険制度におけるその緊急性が目に付く。

そのうえで第3点こそ③「老人訪問看護制度の新設」である。いうまでもなく、これこそ今回改正の目玉であったのであり、その土台には、在宅福祉サービスをさらに拡充させるというその基本理念があった。具体的にいえば、訪問看護ステーションを新設し、医師の指示に従いつつ、ここから、家庭の寝た切り該当者などに対して医療スタッフが訪問に赴く——というシステムに他ならず、まさにそれを通じて、介護に重点を置いた看護サービスを実施するというのがその狙いといえる。そして、このサービスを受けた場合、サービス利用者が利用料として費用の一部を負担するとともに、老人保険制度からは、訪問看護療養費が訪問看護ステーションへと支払われることになる。ここにこそその軸点がみとれる。

こうフォローしてくると、その○「焦点」は結局以下の点にこそ求められてよい。すなわち、「老人介護」問題の重要性が大きく強調されたうえで、まず一面では、老人の「一部負担」が顕著に引き上げられた。しかしそれだけではなく、施設に関する老人介護費用などへの「公費負担」が増額された点も軽視はできず、したがって、いわば「公私両面」からの負担増が進行した側面こそが、この局面におけるその「焦点」を形成した——のだと。

次に、バブル期・社会保障の第2テーマとしては(b)「年金改革」が指摘されてよい。そこで、その1つ目こそ(イ)「年金統合化」であるが、まず(A)その「背景」はどうか。さて周知のように、日本の年金保険制度は、厚生年金・国民年金・共済年金などを中心としていくつかの制度分立的構造が採用されており、その点から、絶えずその問題性が指摘されてきたが、特に80年代に入って年金財政の困難化が強まるに及んで、年金制度統合化の要請が取り分け重大な課題となっていく。すなわち、70年代後半から国庫負担増の重圧に直面して、従来の分立型年金制度が明らかに維持し得なくなり、それを契機として、「一元的年金保険制度への転換」を目指した、抜本的な年金制度の改革が日程に

上ってきたわけである。

この点を確認しつつ、次に⑤「進展」へと進むが、この「統合化」の中軸を担ったものこそ、周知の「4 共済組合の統合化」であった。もう一步具体的に指摘すると、その「出発点」は「国鉄共済組合の救済」であって、例えば、モータリゼーションの進展・国鉄の経営悪化・従業員の高齢化などの環境変化により、国鉄共済組合・年金財政は85年段階を迎えてすでに破綻直前状態にあった。したがって、いまや国庫負担増でこれに対処することはできず、その危機は、国鉄共済制度自体の組織改革で乗り切る以外にはないという声が高まっていく。まさにその「対処策」として緊急に浮上したのが、次のような、他の共済組合制度との統合であった。つまり、その沿革が国鉄共済と類似している「国家公務員共済・電電公社共済・専売公社共済」との「4 共済組合統合化」に他ならず、まさにこの「統合化」を基盤にしてこそその財政調整を図ろうとした——わけである。明らかな「政治的処置」以外ではないが、この「4 共済組合統合」が年金改革のその突破口になっていく。

こうしてその⑥「帰結」に到達する。すなわち、83年11月にこれら「4 共済組合統合案」が成立をみたから、それを根拠にして、「4 制度間の財政調整」と「国鉄共済の保険料引上げ」とを条件としつつ、以下のような具体的「改正」が実現をみた。具体的にいえば、①「4 共済組合間の負担の公平化」②「国鉄共済組合給付水準における、他の3つ並レベルへの引下げ」③「支給開始年齢の55歳から60歳への引上げ」、などであって、4共済組合間の制度的均衡化が目指されたと考えてよい。まさに「年金統合化」の嚆矢であった。

そううで、「年金改革」の2つ目としては、(ロ)「基礎年金制度の導入」が指摘されてよからう。そこでまず(A)その「背景」から入ると、この場合の焦点は、いうまでもなく「国民年金制度」の動向にこそある。というのも、国民年金制度もある意味で前出の国鉄共済年金と同質の限界を抱えていたため、その抜本的改革がもはや避けられない運命にあった——からに他ならない。つまり、人口の高齢化という一般的環境の中において、産業構造の高度化を反映しつつ、特に農業の衰退・自営業者の減少という特殊要因に起因して、国民年金制度に関わる、「受給者と被保険者とのバランス」に決定的な崩壊が進行していく。したがって、国民年金財政の悪化と国庫負担の増加とが不可避

となるが、まさにそれへの対処策として提起されたものこそ「基礎年金制度の導入」であった。事態は緊急性を持った。

そこで次に(B)その「内容」にまで立ち入ると、そのポイントは、国庫負担の増額に代わって年金保険制度全体で国民年金を支えつつ、年金給付額については、その膨張を抑制しながら給付水準の全体的な調整を試みる——という仕組みにこそ設定されている。すなわち、他の全ての年金保険・被保険者も同じく国民年金に加入し、その点で等しく「基礎年金」の範疇に網羅されたうえで、40年間保険料を納めることを前提に65歳からその「基礎年金」の受給を受ける、という形式が取られた。まさにその点で、全ての国民が、夫婦単位ではなくいわば「個人単位」で国民年金に加入することになったから、サラリーマン妻の任意加入制度が廃止されつつ、「婦人の年金権」も結果的には確立をみたといってもよい。

そして、この「基礎年金」スキームを土台にしてこそ、この「一階部分」の上に、個別の年金制度に対応して、いわば「二階部分」がさらに重ねられていく。例えば、厚生年金の場合には「報酬比例の厚生年金」が、また共済年金の場合には「所得比例の共済年金」(および「職域年金」)が、それぞれ「二階部分」として付加されて支給されるわけであって、「基礎年金」を基本にした、いわばこのような「二階建て年金システム」にこそ、この「基礎年金制度導入」におけるそのエッセンスが求められてよい。まさに、「分立性年金制度難点の一定の修正」と「最低基準年金額保証」、そして「年金財政逼迫化軽減」という「3要因」から考案された、「年金改革」におけるまさに「苦肉の策」だというべきではないか。

したがって、ここからは次のような(C)「帰結」こそが導き出されることになる。すなわち、トータルに把握した場合には、年金給付水準における明らかな低下が否定できまい。まず第1に「厚生年金」については、従来の標準年金が現役労働者所得の83%だったのに対して、この新制度では40年間加入で69%に低下すると計算されていて、そのレベル下落は免れない。また第2に「共済年金」に関しても、給付額の算定基準を被保険者・全期間の平均へと変更することによって、給付額の厚生年金基準並みへの引き下げを図った。さらに第3に「支給開始年齢」にも改悪が進み、厚生年金の場合には55歳から60歳へと引き上げられたし、また共済年金についても段階的に60歳への先送り

が明示されたといつてよい。その意味で、実質的な内容悪化を伴いながらも一定の「制度統一化」は実行をみた。

最後に3つ目として、(ハ)「新年金保険制度の見直し」にもふれておきたい。そこで最初は(A)その「背景」が興味深いが、その契機としては、何よりも83年改正の不徹底性にこそあるのは当然であろう。先に指摘した通り、例の「二階建て年金制度」はいわば「苦肉の策」であつて、あくまでも諸問題を抱えた「苦肉の策」以外ではなかった。まさにその不完全性こそが「制度見直し」を要請したわけであり、88年11月に、厚生大臣諮問機関である「年金審議会」は、「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」を提出するに至る。その意味で、先の制度改革で積み残された課題への対処が求められたのであろう。

このような視点から、(B)その「論点」をざっと指摘しておく、例えば以下の点がそのポイントをなそう。すなわち、①「給付水準」—— 現行労働者平均賃金の68% (32年加入)の維持、②「支給開始年齢」—— その引き上げの98年からの実施、③「被用者年金の一元化」—— 「第2基礎年金」ともいうべき「新たな単一の被用者年金」の創設、④「国民年金基金制度の創設」—— 「二階部分」を持たない国民年金における「二階部分」相当の創設、などこれである。明らかに、「83年改正」における未完了部分の補充だという色彩が強く、95年度「完了目標年次」を控えた、「改正新年金保険制度」の大幅見直しが進んでいく。

では最後に、(C)その「帰結」はどうか。しかし、このような方向への「改正」に対する労働側からの反対は極めて強い。というのも、雇用情勢悪化という基本問題が未解決なままで、年金支給開始年齢だけを繰り上げる点にその根本的な反対論が大きいから —— に他ならず、他の「リクルート問題」・「消費税導入問題」とも重奏して、この「新年金保険制度見直し」問題が、「90年代・階級闘争」の重要部分を担っていくのは当然だと思われる。

最後に、「バブル期・社会保障」に関するその第3テーマとして(c)「少子化対策」が見逃せまい。そこで最初に1つ目に、(イ)その「背景」が押さえられる必要があるが、その基本に「少子化」があるのは当然であろう。つまり、90年6月に発表された「人口動態統計」概況が衝撃的であつて、それによって、「合計特殊出生率」が過去最低であることが明確にされた。つまり、これまでの最低であつた丙午の66年をも下回ってとうとう「1.57人」を記録した(「1.57ショッ

ク)し、しかも翌91年にはさらに下がって1.53人にまで落ち込んだから、そのさらなる衝撃度は一層大きかったわけである。こうして、この「少産化」が深刻な社会問題と意識されざるを得なくなったといつてよく、それへの何らかの対応が不可避になっていく。その代表例こそ、「児童手当・育児休業制度」の改正であった。

そこで2つ目として、(ロ)まず「児童手当法の改正」から入ると、(A)その「背景」にはこの「児童手当」制度に対する「強い風当たり」状況があった。周知のように、「児童手当制度」は、72年に遅まきながらようやく創設された「難産」の制度であるが、成立後も、女性間における、「既婚－未婚」・「子持ち－子無し」・「有業－無業」などに関する均衡化を巡って、絶えずその「廃止論」に直面してきている。そのような「宿命」を抱えていた以上、80年代に入って社会保障制度改革が脚光を浴び始めるや否や、「児童手当」制度が直ちに見直しの俎上に上げられていくのは当然であった。こうして、以上のような背景を受けつつ、まず80年代の「入り口」において、以下のようないくつかの制度変更が進行していく。そこで(B)その「経過」をざっと追うと、まず「支給要件」としての所得制限が強化されたことを皮切りに、その後も、82年——「行革関連特例法」施行に伴う「所得制限のさらなる引き下げ」、85年——「支給対象の、第3子以降から第2子以降への拡大」・「支給額＝第2子2500円、第3子以降5000円」・「支給期間の、義務教育終了時から就学前への短縮」、などという一連の変更が続いた。みられる通り、ここまでの範囲では、「改善－改悪」がいわば「まだら模様」という以外にはなく、総合的には、むしろ「整理」という色彩が否定はできなかった。しかし、事態はそれを許さない程に切迫をみる。「少子化の衝撃」である。

まさにこの延長線上にこそ、(C)今回の「児童手当法改正」が位置づいていく。すなわち、89年7月に中央児童福祉審議会が「児童手当制度基本問題研究会」を設置してその「報告書」を発表したが、そこでは、いわゆる「1.57ショック」をすでに踏まえていたこともあって、出生率低下との関係で「児童手当制度」が検討されざるを得なかった。このような新動向に立脚してこそ、91年4月に「児童手当法改正案」が提案されて成立をみる(92年1月施行)。その場合、その中心観点としては、「児童手当を子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

の重要な柱として位置づける」点が強調されたが、その「改正点」は大まかにみて以下の点にこそ求められてよい。すなわち、①「支給対象」——従来の第2子以降から第1子以降への拡大、②「支給期間」——義務教育就学前から「3歳未満」への短縮、③「支給額」——新設の第1子＝5千円・第2子＝2500円から5千円への引き上げ・第3子＝5千円から1万円への引き上げ、などであって、いくつかの改善が検出可能であろう。

こうして、従来「悪者扱い」が目立った「児童手当制度」は、「1.57ショック」という、「産業界一体制」にまで波及する「体制的新動向」に強制されて、ようやく一定の改善方向へその針路が取られた——と集約されてもよい。まさに「体制的問題」だからであろう。

それに加えて、「少産化対策」の最後に、3つ目として(ハ)「育児休業制度の創設」についても簡単に一瞥しておきたい。さて、いま概観した「児童手当制度」については、いわば「少産化対策」がそのメイン・テーマであるのに対して、「少子化」という共通の事態から発生する「労働力不足」というテーマに対応する施策としてこそ、「育児休業制度」が日程に上ってくる。すなわち、「1.57ショック」に関わる、「労働力不足懸念」方向からの対処策としてこそ、92年4月に「育児休業法」の成立をみる。そして92年4月から直ちに施行に移ったが、同法の骨子は、「1歳未満の子どもを養育するために、労働者が期間を定めて休業を申し出れば、男性でも女性でも休業できる」という点にあり、しかも重要なことには、それを事業主は「拒むことはできない」ともされた。もともと、常用雇用30人以下の事業所には3年間の猶予期間が認められたし、しかも、事業主に対する罰則規定がないだけでなく休業中の所得保障もない——などの点には、なお重大な限界が否定できまい。

それにしても、「育児休業制度」が曲がりなりにも進行し始めた点はやはり重要なことだといわざるを得ない。しかし注意すべきは、この「育児休業制度」が、「労働力不足」という、「資本にとっての死活問題」に絡んでいた点であって、まさにそうであるからこそ、この制度が否応なく現実化したのだと考えられる。そう整理すると、この「育児休業法」成立の背後に、「労働力不足への政策的対応」という、「資本一体制」の利害的思惑も濃厚に「透けている」という以外にはなく、この制度が抱える、その「重層性」に注目せざるを得まい。

Ⅲ 組織化体系(Ⅱ)——資本蓄積促進策

[1]金融政策 取り急ぎ、国家による「体制組織化」作用の第2機能をなす(3)「資本蓄積促進策」へと視角を切り替えよう。そこでまずその第1側面こそ①「金融政策」⁸⁾であるが、その際の検討ポイントは、いうまでもなく「資本蓄積動向に対する有効需要創出作用」にこそ設定されてよい。そうするとまず第1に、金融政策発動を経由した有効需要創出のルートは、何よりも(a)「日銀信用」側面においてこそ発現してくるが、最初に1つ目として(イ)「発行銀行券」(千億円)推移が注目される。いまざっとその数字を拾っていくと、例えば85年=254→90年=397→95年=462(第15表)という図式になるから、その点で、「バブル形成→崩壊」の全プロセスを貫いた、発券量拡大を通した「日銀信用」の積極的発動についてはまず疑問の余地はない。したがって、バブル全体を貫徹した「日銀信用の有効需要拡大作用」が検出されてよいが、しかし、そのうえで「発券増加程度」にまで視点を狭めれば、そこから、「バブル崩壊の指標」が現れ出てくるのも当然であろう。なぜなら、その「発券増額」は、まず「80-85年」=61千億円ついで「85-90年」=143千億円だったのに比較して、バブル崩壊期に相当する「90-95年」には65千億円に戻っている——からに他ならない。こうして、「バブル期全体」を通して「日銀信用の有効需要創出作用」は持続的な増加を遂げつつも、その内部区分としては、「バブル形成期=需要形成促進」→「バブル崩壊期=需要形成抑制」という図式で、やや段階的運動を展開したことが一目瞭然ではないか。

そのうえで2つ目に、「資産内訳」内部の(ロ)「国債」にまで進むと、この「国債」が日銀資産構成の最大部分をなす。つまり、172→315→375(第15表)と動く以上、「バブル形成-崩壊」の局面全体を通じた、その顕著な拡張が直ちに目に飛び込んでくるから、その点で、この局面全般にわたる、「国債」ルートを経由した「日銀信用発動=有効需要形成」がもちろん軽視はできないが、そこに「バブル崩壊」の影がないわけではない。なぜなら、「国債」の増大テンポにまで目を凝らすと、「バブル形成期」と較べて「崩壊期」での伸び具合は極端に落ちているからであり、したがって、バブル収束とともに、「国債買上げルート」を媒介した、日銀による「有効需要創出機能」にも一定の限界が画された——の

だといえよう。

それを前提にして3つ目に(ハ)「貸出金」はどうか。いうまでもなくこの「貸出金」には、「日銀貸出→民間銀行貸出→企業投資」というオーソドックスな経路を通じた、資本蓄積運動の波動が反射していると理解してよいが、それは、バブルの過程で44→63→23(第15表)という典型的な軌跡を描いた。すなわち、「バブル形成局面」において顕著に膨張した後、その「崩壊局面」には一転して極端な縮小へと転じたわけであり、まさにその点で、この「日銀・貸出ルート」を通じた「有効需要創出作用」が、「バブル形成局面」＝資本蓄積膨張への「アクセル作用」に対する、「バブル崩壊局面」＝資本蓄積抑制への「ブレーキ作用」、という対比的図式こそが余りにも明瞭ではないか。要するに「有効需要創出」の変動過程が目立つ。

続いて第2に、以上のような日銀信用の下で進行した(b)「金利動向」へと目を転じよう。そこで最初に1つ目として(イ)「公定歩合」から入ると、すでに

第15表 日銀および全国銀行主要勘定

(単位：億円)

年末	日本銀行勘定					全国銀行勘定			
	発行 銀行券	貸出金	買入 手形	国債	外国 為替	実質預金	借入金	日銀借入金	貸出金
1955	6,738	446	12	5,536	1,848	32,940	859	297	31,958
60	12,341	5,001	—	5,691	3,087	78,991	6,108	4,542	81,826
65	25,638	16,276	—	9,300	3,713	183,754	16,405	11,904	192,179
70	55,560	23,533	—	23,813	11,232	380,095	28,157	22,296	394,793
75	126,171	17,772	23,237	73,945	35,060	855,129	20,060	16,076	887,672
80	193,472	23,289	32,000	158,351	21,893	1,418,840	24,793	18,462	1,364,746
85	254,743	44,567	52,932	172,786	34,280	2,174,055	43,494	35,366	2,371,700
90	397,978	63,032	69,056	315,421	29,960	4,681,751	98,575	56,290	4,433,042
95	462,440	23,904	104,338	375,358	25,309	4,700,223	176,106	10,652	4,863,560
2000	633,972	8,274	75,836	562,943	36,856	4,821,756	166,220	3,665	4,639,163
05	792,705	0	440,899	989,175	47,278	5,264,102	112,457	0	4,085,480

(資料) 日本銀行「経済統計年報」、日銀HP「時系列データ」により作成。

日本銀行勘定の貸出金は、貸付金・割引手形の合計で、2000年には預金保険機構貸付金を含む。

全国銀行勘定は、全国(国内)銀行の銀行勘定で信託勘定は含まない。実質預金は預金から資産項目の小切手・手形を控除した金額。

周知のように、「バブル形成－崩壊」を挟んで、公定歩合運動における極めて「見事な上下進行」が目につく(第16表)。すなわち、まず一面では、86－87年間における「下落プロセス」進行の結果、87年2月にはとうとう2.5%という記

第16表 公定歩合推移

改定年月日	公定歩合	改定年月日	公定歩合
65.4.3	5.84	81.3.18	6.25
6.26	5.48	12.11	5.50
67.9.1	5.84	83.10.22	5.00
68.1.6	6.21	86.1.30	4.50
8.7	5.84	3.10	4.00
69.9.1	6.25	4.21	3.50
70.10.28	6.00	11.1	3.00
71.1.20	5.75	87.2.23	2.50
5.8	5.50	89.5.31	3.25
7.28	5.25	10.11	3.75
12.29	4.75	12.25	4.25
72.6.24	4.25	90.3.20	5.25
73.4.2	5.00	8.30	6.00
5.30	5.50	91.7.1	5.50
7.2	6.00	11.14	5.00
8.29	7.00	12.30	4.50
12.22	9.00	92.4.1	3.75
75.4.16	8.50	7.27	3.25
6.7	8.00	93.2.4	2.50
8.13	7.50	9.21	1.75
10.24	6.50	95.4.14	1.00
77.3.12	6.00	9.8	0.50
4.19	5.00	2001.1.4	0.50
9.5	4.25	2.13	0.35
78.3.16	3.50	3.1	0.25
79.4.17	4.25	9.19	0.10
7.24	5.25	2006.7.14	0.40
11.2	6.25	07.2.21	0.75
80.2.19	7.25		
3.19	9.00		
8.20	8.25		
11.6	7.25		

(資料)前掲、三和・原『要覧』23頁。

(%)

録的な超低水準にまで到達して、いうまでもなく、「バブル形成」を「超低金利＝資金供給膨張」という方向から政策的に支えた。しかし、ついで87年から90年に向けて一転した上昇基調に移り、短期間における数次の連続的引き上げを経て、ついに90年8月には6.00%という最高値にまで上り詰める。こうして、公定歩合は、バブル期の中で極端な乱高下を示して、「有効需要の発動と制限」とを現実化させたとみてよい。

そのうえで2つ目こそ(ロ)「市中金利」(%)に他ならないが、その代表例たる「短期プライムレート」はどう推移したのだろうか。そこでその推移を追うと、例えば87年＝3.3→88年＝3.3→89年＝5.7→90年＝8.2→91年＝6.6(第17表)という数値が刻まれるから、そこからは、「バブル後半期」には安定した水準を保ちつつ、その後「89－90年」という「バブル崩壊局面」に入って一転した顕著な上昇に移る——という軌跡が明瞭に読み取られてよい。したがって、その到達点としては、「バブル崩壊」が帰結させた、企業サイドにおける「資金調達の不自由性」こそが色濃く反映されていると判断できる以上、結果的には、

第17表 金利推移

暦年	マネーサプライ		金 利	
	M 1	M 2 / M 2 + CD	プライムレート (短期)	貸出約定平均金利 (国内銀行)
	(1)	(2)	(3)	(4)
	十億円	十億円	%	%
1986	98,214	343,887	3.750	5.626
87	102,972	380,867	3.375	5.048
88	111,844	419,732	3.375	5.035
89	114,473	470,020	5.750	5.828
90	119,628	504,972	8.250	7.664
91	131,044	516,346	6.625	6.984
92	136,138	515,484	4.500	5.648
93	145,614	526,839	3.000	4.553
94	151,665	541,419	3.000	4.193
95	171,544	558,804	1.625	2.982
96	188,146	575,298	1.625	2.717
97	204,283	597,493	1.625	2.527
98	214,403	621,493	1.500	2.388
99	239,538	638,010	1.375	2.244
2000	247,859	649,863	1.500	2.221
01	281,800	671,263	1.375	1.998
02	347,977	683,594	1.375	1.919
03	363,493	694,709	1.375	1.860
04	377,979	704,553	1.375	1.792
05	399,200	721,787	1.375	1.684
06	398,635	728,327	1.625	1.827

(資料) 前掲、三和・原『要覧』35頁。

公定歩合の特徴的動向が、この「市中金利」へもまさに如実に浸透しているとみるべきであろう。

このように理解してよければ、最後に3つ目として、「金利動向」の(ハ)「意義」は最終的に以下のように把握されてよいのではないか。すなわち、「利子率体系」は、「バブル形成－崩壊局面」の中で、「公定歩合－市中金利」とが歩調を合わせながら、「低下・安定→上昇・騰貴」という変動をみたのであり、そして、まさにそのような「金利運動」を通じてこそ、日銀信用を出発点とした「有効需要発動レベル」が調整されていったのだ——と。

そのうえで第3に、この「金利動向」と連動して変化する(c)「通貨量」をもそ

の視野に収めておきたい。その場合、全体の土台をなす「発行銀行券」についてはすでにチェックし終えたから、ここでは早速1つ目に(イ)「マネーサプライ・M1」(兆円)からスタートすれば、それは、例えば86年=98→88年=111→90年=119→92年=135(第17表)と推移するから、総体的には、「バブル形成一崩壊」局面を通した、その一貫した増加基調はもちろん否定し難い。したがって、バブル期を貫徹した、「通貨量=有効需要量」持続的增加が果たすその役割への軽視は許されないが、しかしその増加率にまで目を向けると、「バブル崩壊局面」における、その増加テンポ減退もやはり見落とせまい。その点で、「有効需要発動停滞」と連動した、「発券量・M1」に関する、バブル崩壊期におけるその「不活発性=消極性」こそが目立ってくるように思われる。しかし、ついで次に2つ目として(ロ)「M2+CD」に移ると、やや違った素顔こそが映し出される。事実、それは343→419→504→515(第17表)という軌跡を描く以上、ここからは、「発券量・M1」の経過と較べて、その明らかに高い水準での拡張が検出されざるを得ない。そしてそれはいわば当然であって、この「M2+CD」にはその定義上、「預金関係」を媒介にして民間銀行の信用操作が広く加味されるため、したがって、その拡大テンポがはるかに大きいのはむしろ明瞭だから——に他なるまい。おそらくそこには、各種「新型・自由金利預金」の活況が反射していると予測可能だが、しかしいずれにしても、バブル崩壊期にあつてすら、「発券量・M1」レベルからははるかに増幅された信用量が発動・展開可能になった点については、「有効需要増幅」との関連で、重要な注意が必要ではないか。

最後に3つ目に、この「通貨量」効果との関連で、(ハ)「物価動向」(2000年=100)も一瞥しておきたい。そこでバブル期・物価水準のフォローを試みると、以下のような数字が刻まれる。すなわち、85年=卸売物価(総平均)114.0—消費者物価(総合)86.1→87年=105.2—86.7→89年=106.7—89.3→91年=109.4—95.1→93年=106.7—98.0という動向であって、両指数に関する一定の「乖離」こそが強く目を引こう(第18表)。すなわち、卸売物価における「停滞・下落傾向」と、それとはむしろ対比的な、消費者物価の「安定・上昇性」——にこそ他ならず、前者が、結果的には、「バブル形成→過剰資本累積→過剰生産進行→バブル崩壊→生産財価格下落」というロジックを鮮明に反映しているの

第18表 物価指数

(2000年=100)

年	卸売物価指数				消費者物価指数	市街地価格指数 (6大都市) 3月末
	総平均	生産財	資本財	消費財	総合	
1985	114.0	112.9	121.5	93.7	86.1	92.9
86	108.6	107.6	119.9	92.1	86.7	106.2
87	105.2	104.5	114.9	91.2	86.7	133.7
88	104.7	104.1	114.4	93.8	87.3	171.0
89	106.7	106.4	116.7	97.1	89.3	212.8
90	108.3	108.0	118.2	98.7	92.1	276.4
91	109.4	109.2	118.1	103.1	95.1	285.3
92	108.4	108.2	117.3	106.8	96.7	241.0
93	106.7	106.5	115.4	106.4	98.0	197.7
94	104.9	104.6	114.5	112.3	98.6	174.9
95	104.1	103.8	105.6	115.1	98.5	151.4
96	102.4	102.1	106.1	110.4	98.6	134.5
97	103.0	102.7	105.3	110.3	100.4	124.4
98	101.5	101.3	101.4	108.3	101.0	117.9
99	100.0	99.9	102.7	103.4	100.7	109.2
2000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
01	97.7	97.7	98.7	97.6	99.3	91.7
02	95.7	95.6	96.7	95.8	98.4	84.1

(資料) 前掲、三和・原『要覧』36頁。

に対して、後者では、「バブルと物価との希薄な内在性」が目立ち、むしろその独自な変動のみが目につく——とこそ集約できよう。まさに、「バブル形成→崩壊」運動は何よりも「卸売物価」によって受け止められた。

〔2〕財政政策 ついで「資本蓄積促進策」の2番目の側面をなす②「財政政策」⁹⁾へと転換していこう。そうすると、まず第1に最も前提的には、(a)「財政資金」動向がその焦点をなすが、最初にその点を1つ目に(イ)「中央財政歳出総額」(千億円)を使って追うと、例えば86年=536→88年=614→90年=692→92年=704(第19表)という経過が辿られる。したがってその意味で、「バブル形成→崩壊」の全過程を通して、決して小さくない拡張基調に乗ってはいるが、もちろん「バブル崩壊」を契機にしたスピード低下も否めない。したがって、経費総額は、全体的「バブル局面」の過程で、経済状況悪化を直接に反映

第19表 財政規模

(単位：十億円)

年度	中央財政一般会計歳出 (1)	中央財政特別会計歳出 (2)	財政投融资運用実績 (3)	政府関係機関支出 (4)	国債発行額 (5)	地方財政普通会計歳出純計 (6)	地方債発行額 (7)	中央地方一般会計歳出純計 (8)	公債依存度 (9)=(5)/(1) %	一般会計歳出／国内総生産 (10)
1985	53,005	111,775	20,858	13,952	12,308	56,235	4,499	88,905	23.2	16.5
86	53,640	129,789	22,155	13,568	11,255	58,641	5,263	92,174	21.0	16.0
87	57,731	145,205	27,081	5,008	9,418	63,154	5,966	99,013	16.3	16.5
88	61,471	147,492	29,614	5,062	7,152	66,333	5,626	104,263	11.6	16.4
89	65,859	152,802	32,271	5,042	6,639	72,655	5,615	111,916	10.1	16.5
90	69,269	168,584	34,572	5,165	7,312	78,386	6,258	120,107	10.6	16.1
91	70,547	177,879	36,806	5,790	6,730	83,730	7,259	126,274	9.5	15.4
92	70,497	188,798	40,802	6,379	9,536	89,500	10,200	132,718	13.5	15.0
93	75,102	202,241	45,771	6,778	16,174	92,989	13,370	140,394	21.5	15.8
94	73,614	214,245	47,858	7,192	16,490	93,756	14,295	141,472	22.4	15.1
95	75,939	232,466	48,190	7,536	21,247	98,850	16,978	147,398	28.0	15.4
96	78,848	245,210	49,125	7,385	21,748	98,956	15,615	149,358	27.6	15.6
97	78,470	247,036	51,357	7,256	18,458	97,674	14,079	145,931	23.5	15.2
98	84,392	272,579	49,959	7,215	34,000	100,198	15,136	154,422	40.3	16.7
99	89,037	279,369	52,899	6,920	37,514	101,629	13,073	160,891	42.1	17.9
2000	89,321	305,776	43,676	6,988	33,004	97,616	11,116	157,118	36.9	17.8
01	84,811	363,337	32,547	6,628	30,000	97,432	11,816	150,390	35.4	17.0
02	83,674	373,898	26,792	5,997	34,968	94,839	13,319	148,802	41.8	17.0
03	82,416	357,691	23,412	5,206	35,345	92,581	13,789	144,395	42.9	16.8
04	84,897	376,033	20,489	4,563	35,490	91,248	12,375	147,110	41.8	17.0
05	85,520	401,184	17,152	4,103	31,269			137,587	36.6	17.1
06	85,368	460,458	15,005	4,284	29,973			136,743	35.1	16.3

(資料)前掲, 三和・原『要覧』34頁。

して、その「有効需要発動機能」を低下させつつある——と判断してよい。その場合、このような動向は十分に想定内だが、ではもう一歩突っ込んで2つ目として、(ロ)その「増加率」にまで立ち入るとどうか。そこで、「一般会計当初予算」の「伸び率」(%)に着目すると、「バブル形成局面」で88年=4.8→89年=6.6→90年=9.7と顕著な拡張を示すが、「バブル崩壊」とともに直ちに暗転へと向かい、その後は、91年=6.2→92年=2.7→93年=0.2(第20表)という極端な減少過程に落ち込む。まさにその点で、「バブル崩壊」を契機とした、「経

第20表 財政の規模と対前年度比伸び率

(単位: 億円, %)

	一般会計当初予算		財政投融资		地方財政計画	
	予算額	伸び率	計画額	伸び率	計画額	伸び率
1980年度	425,888	10.3 (5.1)	181,799	8.0	416,426	7.3
81	467,881	9.9 (4.3)	194,897	7.2	445,509	7.0
82	496,808	6.2 (1.8)	202,888	4.1	470,542	5.6
83	503,796	1.4 (△0.0)	202,029	2.0	474,860	0.9
84	506,272	0.5 (△0.1)	211,066	1.9	482,892	1.7
85	524,996	3.7 (△0.0)	208,580	△1.2	505,271	4.6
86	540,886	3.0 (△0.0)	221,551	6.2	528,458	4.6
87	541,010	0.0 (△0.0)	270,813	22.2	543,796	2.9
88	566,997	4.8 (1.2)	296,140	9.4	578,198	6.3
89	604,142	6.6 (3.3)	322,705	9.0	627,727	8.6
90	662,736	9.7 (3.9)	345,724	7.1	671,402	7.0
91	703,474	6.2 (4.7)	368,056	6.5	708,848	5.6
92	722,180	2.7 (4.5)	408,022	10.9	743,651	4.9
93	723,548	0.2 (3.1)	457,706	12.2	764,152	2.8
94	730,817	1.0 (2.3)	478,582	4.6	約809,200	約5.9

注) 当初予算の伸び率の()内は一般歳出の伸び率。

(資料) 大蔵省『財政統計』各年度版および『国の予算』各年度版より作成。94年度の数値は『日本経済新聞』1994年2月11、16日付より。

費増加率」の急激な低下については一切の疑問はあり得まい。したがって、すでに確認した、経費絶対額動向はここでも追認できる。

そのうえで最後に、このような一般基調を(ハ)「一般会計/GNP」(%)側面からも確認しておきたい。そこでこの比率の検出を試みれば、例えば88年=16.4→90年=16.1→92年=15.0→94年=15.1(第19表)という図式が浮上してくる。したがって、必ずしも明確な傾向とはいえないものの、それでもやはり、バブル期を頂点とした、その後の「バブル崩壊」過程における、なだらかな下降運動はどうしても打ち消し難い。まさにその点で、「バブル崩壊局面」での、「経費支出」を通した、「有効需要発動機能」のその低下現象はもはや自明であろう。

そのうえでついで第2は、(b)「公共事業費動向」が興味深い³⁾、最初は1つ目に(イ)その「構成比」はどうか。そこで取り合えず「国土保全開発費」に代表させてその「一般会計比」(%)を辿ると、85年=11.0→90年=8.5→95年=14.4(第21表)という数字が検出可能だから、「バブル形成→崩壊期」にかけての、

第21表 一般会計歳出(決算)の目的別構成比

(単位: %, 実数は十億円)

年度	国 家 機関費	地 方 財政費	防 衛 関係費	対 外 処理費	国土保 全及開 発費	産 業 経済費	教 育 文化費	社 会 保障 関係費	恩給費	国債費	その他	合計 (実数)
80	5.0	18.1	5.2	0.0	13.8	9.2	10.7	21.3	3.8	12.7	0.2	43,405
85	4.8	18.4	6.0	—	11.0	6.7	9.3	21.0	3.5	19.2	0.1	53,005
90	6.8	23.0	6.2	—	8.5	5.9	7.8	18.4	2.6	20.7	0.1	69,269
95	5.5	16.2	6.2	—	14.4	6.7	8.7	22.3	2.2	16.9	0.9	75,939
2000	5.4	17.7	5.5	—	11.5	4.6	7.5	22.0	1.6	24.0	0.1	89,321
05	6.2	20.4	5.7	—	11.1	2.6	6.7	24.1	1.3	21.9	—	85,520

(資料)総理府『日本統計年鑑』, 大蔵省・財務省『財政統計』より作成。

極めて理解し易い行動が浮上してこよう。というのも、まず「バブル好景気」における「公共事業・必要性低下」と、ついでその後「バブル崩壊期」での「景気対策型公共事業・不可避性再燃」との、その著しい対照性が印象的だから——であって、そこにこそ、「公共事業の有効需要発動関連性」が明瞭に示唆されているというべきであろう。それを前提として、2つ目に(ロ)その「増加率」(%)にまで進むと、今度は例えば以下のような姿をみせる。すなわち、バブル進展とともにまず87年=△2.3→88年=0.0と一旦は後退を続けるが、その後「バブル崩壊」を契機にして増加に転じ、その後は89年=1.9→90年=0.3→91年=6.0(第22表)という顕著な増加ラインを上っていく。その結果、91年には実に6.0%増をも記録しているのであるが、このレベルは近年では観察できない高水準であって、まさにこの点にこそ、景気低落に対する、「過剰資本処理＝有効需要創出」を目指した、「経費面からの体系的」役割が、いわば明確に表現されている。

そうであれば、最後に3つ目として、「バブル期・公共事業費」の機能は結局次のように(ハ)「集約」可能ではないか。つまり、「バブル期」において、まず総合的に判断して、「公共事業費」は——景気動向に対する「反循環的スタンス」に立脚して——極めて明確な「有効需要発動機能」を果たしたと結論できる。その場合、その「反循環性」はいうまでもなく「2面」から構成されており、まず一面で「バブル活況局面」では、「公共事業費」をむしろ「抑制」するこ

第22表 国一般会計主要経費の対前年度増加率

(単位：%)

年 度	1985	86	87	88	89	90	91
社会 保 障 関 係 費	2.7	2.7	2.6	2.9	4.9	6.6	5.1
文教及び科学振興費	0.2	0.1	0.1	0.2	1.6	3.6	5.5
国 債 関 係 費	11.7	10.7	0.1	1.6	1.3	22.5	10.8
恩 給 関 係 費	-1.2	-0.7	2.5	-0.8	-1.3	-1.0	-1.6
地方財政関係費	6.8	5.1	-0.0	7.1	22.6	14.3	4.6
防 衛 関 係 費	6.9	6.58	5.2	5.2	5.9	6.1	5.5
公共事業関係費	-2.3	-2.3	-2.3	0.0	1.9	0.3	6.0
経 済 協 力 費	7.8	6.3	4.2	5.1	6.7	6.9	7.8
中小企業対策費	-5.7	-5.1	-3.8	-1.1	-0.5	0.1	0.3
エネルギー対策費	4.2	0.1	-21.4	-6.8	14.3	3.8	8.1
食 糧 管 理 費	-14.5	-14.3	-9.3	-17.1	-6.7	-5.5	-5.6
社会資本整備事業				-	0.0	0.0	0.0
その他の事項経費	-1.0	-5.6	-4.1	0.6	3.0	2.7	4.6
給与改善予備費							-
予 備 費	0.0	3.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	3.7	3.0	0.0	4.8	6.6	9.7	6.2

(資料)大蔵省『財政統計』各年度版および『日本経済新聞』1990年12月30日付より作成。

とを通して、景気の「行き過ぎチェック」が試みられた。それに対して、次に他面で「バブル崩壊局面」においては、「公共事業費」の一転した拡張が進行することを通して、逆に「景気刺激＝有効需要積極的創出」こそが現実化する。こうして要するに、「バブル形成局面→崩壊局面」に連動しつつ、まさに「反循環的方向」から、「有効需要の抑制と拡張」とが発現したことになる。見事な「経費支出」の「有効需要機能」ではないか。

そして、以上のような財政機能の現実的土台を形成したものこそ、第3に(c)「赤字国債」の動向以外ではなかった。そこでまず1つ目に、赤字国債発行の基礎前提をなす(イ)「決算剰余額」(百億円)動向が問題となるが、それは、「バブル形成→崩壊」過程の中で以下のような軌跡を描いた。すなわち、87年＝371→88年＝272→89年＝69→90年＝97→91年＝83(第23表)と経過するから、この「剰余金」は、バブル期をピークとしつつ、その後は、「バブル崩壊」に直面して一挙に下り坂を転げ落ちる。したがって、「バブル崩壊」の中で「税収減少」に見舞われて「剰余金減少」が進み、そこから、「赤字国債」増加への基

第23表 租税及印紙収入(一般会計)の推移

(単位: 億円, %)

	当初予算額	増減額	伸び率	補正額	決算剰余額
1980年度	264,110	49,240	22.9	7,340	△2,763
81	322,840	58,730	22.2	△4,524	△28,795
82	366,240	43,400	13.4	△61,460	331
83	323,150	△43,090	△11.8	△4,130	4,563
84	345,960	22,810	7.1	2,390	734
85	385,500	39,540	11.4	△4,050	538
86	405,600	20,100	5.2	△11,200	24,368
87	411,940	6,340	1.6	18,930	37,109
88	450,900	38,960	9.5	30,160	27,205
89	510,100	59,200	13.1	32,170	6,948
90	580,040	69,940	13.7	11,270	9,749
91	617,720	37,680	6.5	△27,820	8,304
92	625,040	7,320	1.2	△48,730	
93	613,030	△12,010	△1.9	△56,230	
94	536,650	△76,380	△12.5		

注) 増減額と伸び率は対前年度当初予算比。

(資料) 大蔵省『財政金融統計月報』第492号より作成。93, 94年度の数値は『日本経済新聞』各号より。

本原因が派生したと考えてよい。したがってそうであれば、この「財政余裕の低下」が、2つ目に(ロ)「国債発行額」(千億円)拡張へ連結せざるを得ないことは当然であって、それは以下のように推移した。つまり、87年=94→89年=66→91年=67→92年=95→93年=161→95年=212(第19表)という軌道を行なったから、その動向推移の基本性格には何の疑念もあり得なく、「バブル局面」での「絶対的減少」と、その後の「バブル崩壊局面」におけるその「顕著な増加」こそが——容易に検出可能だと思われる。したがって、「バブル崩壊」期における、まさにこの「赤字国債膨張」こそが、「バブル崩壊」に伴う「有効需要創出」の基盤を形成したのは疑い得なく、その点で、「赤字国債→財政スペンディング」という基本連関がみて取れよう。

以上のような状況を、最終的に3つ目として、(ハ)「公債依存度」(国債発行額/中央財政一般会計歳出, %)のサイドからも集約しておきたい。そう考えると、極めて明瞭な推移過程が浮上するのであって、具体的には、85年=23.2→87年=16.3→89年=10.1→91年=9.5→93年=21.5→95年=28.0(第19表)と

いう数値が刻まれる。一見して、「バブル形成→崩壊」プロセスと連動した、分かり易い運動が進行すると判断してよく、「バブル形成期」における「依存度の縮小過程」と、「バブル崩壊期」での「依存度の上昇過程」とが——一点の曇りもなく一目瞭然ではないか。要するに、バブル期・国債発行動向の帰着点に他なるまい。

〔3〕産業政策 最後に、「資本蓄積促進策」の3番目は③「産業政策」¹⁰⁾に他ならないが、この「産業政策」の展開を、最初に第1に(a)「対外経済政策」の面からみていこう。すなわち、特に80年代以降に激化する「貿易摩擦問題」に対する対処策だといってよいが、まず1つ目に(イ)その「背景」を押さえておきたい。そこで早速(A)その「契機」から入ると、「減量経営—臨調・行革路線」に立脚して国内体制の再編を進めた日本経済が、対外関係において、取り分け80年代に直面したのは周知の「貿易摩擦」型の対日批判であった。まさにこの「対日批判の大合唱」への対応としてこそ、「対外経済指向」的産業政策が不可欠になるのであって、ここを起点にして、対外経済政策の周辺整備が始動するといってよい。そこでその前提として、(B)「貿易摩擦の進展」を一瞥しておくと、それは時系列的にいつて次のような経過を経験した。つまり、まず60年代末における「繊維」を出発点にしつつ、その後は70年代にかけて「鉄鋼・自動車・デジタル関連」と続いたが、つい80年代に入ると、対日批判の激しさはもう一段の新段階へと突入をみせる。しかし、それには客観的根拠が濃厚だといってよく、いうまでもなくその背後には、この80年代からの、日本の貿易黒字額激増こそがあった。しかもその黒字の大部分が対米・対欧からのものであったから、政府としても、この対日批判を無視することは不可能だったといってよい。事実、特に84・85年両年の黒字額は著しく、それぞれ440億ドルおよび560億ドルにも達した程であるが、この合計1000億ドルというレベルは、日本が戦後ここまでの35年間に獲得した、その合計分にも相当していた。まさしく、対日批判を巻き起こすその所以であろう。

したがって、このバブル期直前までの、(C)その「到達点」は結局こう整理できよう。すなわち、以上のような結果、85年の日本の対外純資産は実に1298億ドルにまで到達し、まさしく世界最大の債権国にまで躍り出た。そしてその裏面で、米国は経常収支赤字を累積した帰結として一挙に1000億ドルもの

純債務国へと転落したから、そのミラー現象の出現は一目瞭然であった。しかもこの傾向は、80年代—バブル期を迎えても一層拡大を持続させた(88年、日本の対外純資産額=3000億ドル、米国の対外純債務額=5000億ドル)以上、この対外不均衡拡大が、政府の焦眉の解決課題をなしていったのはいうまでもなかった。

そのうえで次に2つ目として(ロ)その「現状」にまで進むと、何よりも目に付くのは「80年代型」の新動向ではないか。つまり、「80年代型」の問題性は、70年代までのものとその基本性格を異にしていることに他ならないが、その主要な(A)「ポイント」は以下の2点に集約し得る。そこで、まず第1は「貿易黒字の対米・対欧への集中」であって、これら先進地域への「集中豪雨的輸出拡大」こそが、米国・ヨーロッパからの対日批判をことさら激化させた——という事情があろう。いうまでもなく、「重化学工業製品中軸」の日本輸出激増がその背後にあるのは余りにも自明だといってよい。そしてそのうえで、第2が「対中東赤字の顕著な縮小」だと考えてよく、石油危機脱出を契機として、80年代以降はこれら産油国からの輸入が大幅な低下に至る。その場合、その原因が、「原油価格の低下・円高による支払い負担減少・石油需要の低迷」などにあるのはいわば明瞭だが、その結果、日本の対中東赤字はおおむね約6割にまで縮小したとされている。しかし問題はさらにその奥にこそ伏在していた。というのも、続いて(B)その「構造」にまでメスを入れると、対日批判の以上のような激しきの根因は、単にこの貿易黒字の大きさだけにあるのではないという点が浮かび上がってくる——からである。そうではなく、むしろこの黒字激増の背後にある、「日本経済における産業構造上の問題点」こそが批判の俎上に乗せられつつあったのであり、まさにここから、「日本経済の封鎖性」などが批判されつつ、例えば「日米経済構造協議」などという、いわゆる「構造問題」が出現してくるのは周知の事実ではないか。

したがって、(C)その「全体的意味」はこう集約できよう。要するに、以上のような「対日批判」の枢軸には、結局、「重化学工業製品」を巡る、先進国同士としての「日・米・欧」3極間における、いわば「水平的分業関係」抗争型構造が明白に顕存したのだ——と。

そうであれば最終的に3つ目に、(ハ)その「政策課題=対応」がこう提起さ

れてこざるを得まい。すなわち、ここまでで確認してきた「対外不均衡拡大」の基礎基盤には、日本の重化学工業——なかでも自動車などの加工組立産業——の国際競争力拡大があった点はもはやいうまでもなかった。そしてその場合、その要因としては、70年代以降の「減量経営」の徹底化とそれによる「労働生産性上昇－コスト低下」とが決定的に重要であって、まさにこれこそが、「労働生産性の停滞－コスト割高性」を強めたアメリカを追い詰めていったわけであろう。しかし、このような経過が、今度は日本自身に逆反射し、その「返り血」が日本を袋小路へと追い込んでいかざるを得ない。ここからこそ、日本の「政策的苦闘」が始まっていくのであり、具体的には、「為替政策」と「内需転換政策」という、本格的な「産業政策」として火を噴いていく。その意味で、ここまででフォローしてきた「対外経済政策」は、ここから発現する「産業政策」の、その助走路だというべきではないか。

続いて、取り急ぎ第2に(b)「為替政策」へと視角を転じよう。そこで最初は1つ目に(イ)その「背景」が重要だが、いうまでもなくアメリカの「双子の赤字」こそがその焦点をなそう。すなわち、レーガン政権による「強いアメリカ＝ドル高」路線は、「輸出減少」と「財政赤字」とのダブル・パンチを招来させて、いわゆる「双子の赤字」を帰結させる以外になかったが、その結果、米国は年間2000億ドルの財政赤字と同1000億ドルの国際収支赤字とに呻吟することとなった。しかも、米国はこの局面で、戦後初の「純債務国」への転落をも余儀なくされていたから、不況と高失業率の進行にも苛まれつつ、政府・議会とも、急速に「保護主義路線」への台頭を避け得なくなっていく。こうして、ドル高・高金利のレーガン政権は85年に至ってその終焉を迎えるが、その象徴こそ「プラザ合意」であった。

そこで2つ目こそ周知の(ロ)「プラザ合意」(85年9月)に他なるまい。まず最初に(A)その「内容」から入っていくと、その合意内容は、大まかにいって以下の3点にこそ集約可能だと思われる。すなわち、①「為替レートの機能」——為替レートこそが対外アンバランスに対して基本的な役割を発揮すべきこと、②「為替レート基準」——為替レートは各国の「基礎的経済条件」を適切に反映した水準で決定されるべきこと、③「レート調整方式」——レート調整は「非ドル主要通貨」(円・マルク)における「一層の秩序ある上昇」によってなさ

れるべきこと、これである。これに加えてさらに、「レート水準・介入方法・介入総額・介入通貨・責任分担」なども、会議では、非公表のままで一定の合意が形成されたが、要するに、「円高化—ドル安化」がまさに「国際的合意」の下でこそ強制をみた。

そして、ついでその(B)「進行」だが、その為替レート上の「効果」は顕著であった(第24表)。すなわち、この合意を契機として、これまでの「ドル高・円安」は明瞭に転換をみせ、今度は逆に、急激なテンポで「円高・マルク高」こそが驀進していく。具体的には、プラザ合意直前の9月20日には1ドル=242円だったものが、まず9月27日には220円へと上昇したのを皮切りに、その後は、11月27日=200円→86年2月17日=180円→7月4日=160円とうなぎ上りの

円高が続いた。1年にも満たない間に実に80円もの上昇をみたわけである。こうして、確かに「為替面での調整」は劇的であったが、その「内実」はどうか。

そこでその(C)「結末」を確認すると、こうした急激なレート調整の進行にもかかわらず、その現実的効果は決して捗々しくはなかった。つまり、まず一面で米国サイドからすると、国際不均衡はむしろ拡大して、「双子の赤字」解消の兆しは一層遠のいていく。また他面、日本側からしても、予想を超えた円高が特に輸出業界中心に大きなダメージを与えつつ、その結果、円高不況の深刻度を明らかに加えたといつてよい。こうして、日米両方から、この「プラザ合意」の現実的な不適合性が浮上してきた以上、それに対する「妥協的修正」が直ちに表面化せざるを得なく、それは87年2月の「ルーブル合意」として結実することとなった。すなわち、米国の為替安定努力と日本の内需拡

第24表 為替相場の推移

年	対米ドル (円)
1971	348.03
72	303.11
73	271.22
74	291.51
75	296.79
76	296.55
77	268.51
78	210.44
79	219.14
80	226.74
81	220.54
82	249.08
83	237.51
84	237.52
85	238.54
86	168.52
87	144.64
88	128.15
89	137.96
90	144.79

(資料) 対IMF報告の年平均相場。
日本銀行『外国経済統計年報』、
OECD Economic Outlook.

大努力とが妥協をみていくわけであり、むしろ、これ以上のドル安阻止こそが世界的な経済安定の基盤になる——とされた。

このような経過を受けて最後に3つ目に、(ハ)「為替政策の帰結」を整理しておく必要がある。以上でフォローした通り、日本政府は、「貿易黒字累積—経済摩擦激化」の荒波の中で、「国内景気維持」と「国際協調」とのディレンマに挟撃されながら、それを打破すべき対処策として、対外関係的な「産業政策」を模索してきた。まさにそれこそ、「貿易摩擦対策—為替対策」という、「80年代型・産業政策」に相当する一連の政策体系以外ではなかったが、それについては結局、「為替政策の破綻＝円高転換の受諾」という「産業政策の破綻」に帰着する以外に——その選択肢はなかったといってよい。まさにその点で、「円高強制という国際的要請」への妥協として発現した、この「為替政策の挫折的帰結」においてこそ、「80年代型・産業政策」の、その実像が極めて端的に映し出されているように思われる。

そうであれば、「80年代型・産業政策」の残された最後のヴァリエーションとしては、第3にもはや(c)「内需拡大政策」以外にはあるまい。いうまでもなく周知の「前川レポート」だといってよいが、では最初に1つ目に(イ)その「背景」はどうか。さて、ここまでで概観してきた通り、「円切り上げ回避」を主眼とした「産業政策」は、「貿易摩擦問題—為替問題」を中軸として、日本側のいわばほぼ「敗北」に終始したが、これを受けて、1つには、これ以上の「対日批判—円高要求」を避けることを目指して、そしてもう1つには、「産業構造変質への対応—新たな景気対策の模索」を指向して、「内需拡大・立脚型」の「産業政策」が本格的に要請されていく。まさしくそれこそ、86年4月の「国際協調のための経済構造調整研究会」報告(通称「前川レポート」)および翌87年4月の「新前川レポート」に他ならず、この2つの「レポート」こそが、「バブル期・産業政策」の中核を担った。

そのうえで、2つ目に(ロ)その「内容」にまで立ち入ると、それによって、まず基本的には、「内需主導に立脚した国際協調型経済構造への転換」を推進しつつ、それを通して、「日本企業の海外直接投資および途上国への経済援助」を促進する——方向が強調されているのはいうまでもない。そして、まさにそれを通じて、最終的には、日本の体制全体が直面している、その内的・

外的な「危機的状況」からの脱却が試みられた——わけである。

そこで、それを前提として、この「前川レポート」の「骨子」をフォローすれば、それはおおそ以下の5点にこそ集約可能なように思われる。すなわち、①「基礎素材産業の早期構造転換」②「石炭産業の縮減」③「直接投資の推進」④「農業の自由化・効率化」⑤「市場開放の促進」、などが直ちに指摘可能であり、つづめていえば、国内の「低生産性部門」を国外へ「押し出す」ことによって、国内における「産業構造調整」を加速させようというのが、その基本的姿勢だと判断してよかろう。まさにその方向性を媒介にしてこそ「内需拡大」を喚起し、そしてそこから、「対日批判」の緩和が意図されたのではないか。

しかし、このような「現実的狙い」を一応確認したうえで、この「前川レポート型産業政策」が持つ、もう一步内的なその「狙い」をも見落としてはなるまい。つまり、最後に3つ目は(ハ)その「本質」だといってよいが、それは以下の点にこそ求められるべきであろう。すなわち、この「前川レポート」の背後には、「農業・石炭・構造的な不況業種」などの、単に「低生産性部門」の国外排出だけではなく、「直接投資促進」とセットした、「基軸的産業部門・高収益部門」の「一部」もの意識的な国外移転もが、伏在している——と。まさしくそれを通じて、先進国間における「水平分業関係の形成」こそが展望されているといつてよく、さらにそこから、「減量経営—産業構造調整」の一体的進行が課題に設定されているように思われる。まさにこのような針路上にこそ、「バブル期・産業政策」が獲得すべき、その目標が置かれているのではないか。「90年代型・産業政策」の始動だと思われる。

おわりに——全体的総括

以上のような考察を下敷きにして、最後に、「日本型・現代資本主義の『変容』」という視角から全体的総括を提起しておきたい。そこでまず第1論点は(Ⅰ)「前提的命題」といってよいが、80年代・日本資本主義は、繰り返し述べたように、類まれなる劇的なプロセスを辿った¹¹⁾。すなわち、最初に(A)「基礎構造」面から概観すれば、「円高不況」を克服した後、86—87年段階から「バブル形成局面」に入り、まず88—89年にかけて「異常なバブル景気」を経験するが、

その異常性が長続きするはずはなく、その後、公定歩合上昇と土地取引総量規制とを契機として、89-90年をピークとして一挙に「バブル崩壊」へと墜落した。まさに「バブル形成-崩壊」過程が、この80年代に折り重なるように急展開を遂げた。そこで次に、この基礎土台の上で進行した、「現代資本主義の2つの『体制組織化作用』」に焦点を合わせると、まず1つ目の(B)「階級宥和策レベル」では、①「労資関係」—— 協調的労資関係の完成と「非正規従業員の膨張」、②「労働運動」—— 経済闘争への「のめり込み」(春闘敗北)と「制度要求」の噴出、③「社会保障」—— 「高齢化対策・諸制度の一元化」と政府・社会保障費支出における実質的な「安上がり化」、が進行をみる。そのうえで2つ目こそ(C)「資本蓄積促進策レベル」に他ならないが、ここでは、①「金融政策」—— 日銀信用を通す「有効需要創出機能」の基本的な維持と、国債処理に制約されたその発動水準の停滞、②「財政政策」—— 赤字国債に立脚した「財政スペンディング=有効需要創出機能」の継続化と、財政赤字に制限された「公共事業」作用の「伸び悩み」、③「産業政策」—— 「為替政策・貿易摩擦問題の処理不成功」と「内需拡大指向路線」への限定化、という図式こそが描かれた。したがってこう考えると、これら両レベルにおいて、まさしくその変質は明瞭であろう。

次にこれを前提にして、第2論点としては、(II)現実的な「展開命題」が位置づく。そこで最初に、1つ目に(A)「階級宥和策サイドの新動向」だが、この「バブル期」で進行したその新動向が、いわば「階級宥和策の『空洞化』」を意味しているのはいうまでもない。というのも、すでに(I)で具体的にみたように、その基本が、「労資関係=非正規労働者膨張」・「労働運動=制度要求噴出」・「社会保障=実質政府負担の削減」という骨格をなしていた以上、これらはいずれも、「国家による階級宥和策展開の『衰弱化』」を端的に表現するもの以外ではない—— からである。まさしく「階級宥和策」の弱体化というしかあるまい。しかしそれだけではない。ついで2つ目に(B)「資本蓄積促進策サイドの新動向」に移っても、この「バブル期」の新動向は、「資本蓄積促進策の『力能低下』」をいわば明瞭に示唆していよう。つまり、先に確認した通り、「金融政策・財政政策」とも、不況・財政赤字に掣肘されて、「有効需要創出」に関するその「発現能力」を明らかに減退させていたかぎり、ここからは、「国家による資本蓄積促進策展開の停滞化」を結論する以外にはなкаろう。そうであれば、

3つ目に(C)「総合的評価」としては、以下のような帰結に帰着していかざるを得ない。すなわち、ここまでで検出し終えた如く、「バブル期全体」の過程で、一面で「階級宥和策の『衰弱化』」が進むと「同時に」、他方では「資本蓄積促進策の『能力低下』」が無視できないとすれば、それは結局、次のような事態をこそ表示することになるのではないか。すなわち、「バブル期・日本資本主義」は、かかる意味において、まさしく「日本型・現代資本主義の『変容』」形態以外ではないのだ——と。しかも、その場合に重要なのは、それが、——70年代に出現した——「変質」次元をすでに超えた「変容」とこそネーミングされるべきだという点であって、その「変質」レベルは、ヨリ深く大きいことに注意しておきたい。

こうして、最終的に第3論点として(Ⅲ)「結論的命題」へと辿り着く。すなわち、まず1つ目に(A)その「意義」を総合的に提示すると、このような「日本型・現代資本主義の『変容』」は、「日本資本主義自らによる『墓穴掘り』」をこそ意味していよう。まさに「現代日本資本主義」は、「自らの存立基盤」を「自らの手で」掘り崩している——のに等しい。では何故そういえるのか。そこで2つ目に、(B)その「理由」だが、それは、別の箇所で繰り返し指摘してきた通り、「現代資本主義の基本的定義」¹²⁾が以下のように公式化できることに立脚している。つまり、「現代資本主義の枢要点」が、「資本主義の体制的危機における、『階級宥和策』および『資本蓄積促進策』を手段とした、資本主義延命を目指した『反革命体制』」という点に求められるかぎり、「資本主義国家」が、「バブル景気」の下で、「根拠のない安心感」に踊らされて、いわば「自発的に」、その「2手段」の「衰弱化・能力低下」を許容しているとすれば、それは、自ら、まさしく「墓穴掘り」に狂奔している——といわざるを得まい。「バブル期・日本現代資本主義＝『墓穴掘り』体制」と性格付け可能な、その所以である。

要するに最終的には、3つ目に(C)こう「結論」されるべきであろう。すなわち、この「バブル期・日本資本主義」は、その「再編期→変質期」¹³⁾を経た上で、現実的には、「階級宥和策・資本蓄積促進策の『自発的放棄』」をこそその根拠にしつつ、「日本型・現代資本主義」の、まさにその「変容局面」そのものに該当している——のだと。そこに「日本型・現代資本主義」の「歴史的位相」がみて取れるが、そうであれば、これこそが本稿の「最終論理環」に他なるまい。

- 1) 拙稿「低成長経済と日本型現代資本主義の変質」(『経済論集』第30巻第1号, 2009年)。
- 2) バブル期・政治過程の概略については, 例えば, 現代日本経済研究会編『日本経済の現状』1990年版(学文社, 1990年), 坂本和一『21世紀システム』(東洋経済新報社, 1991年), 石川紀夫編『日本の所得と富の分配』(東大出版会, 1994年), などを参照のこと。
- 3) この局面における経済過程の基本構造に関しては, 宇沢弘文編『日本企業のダイナミズム』(東大出版会, 1991年), 橋本寿朗『日本経済論』(ミネルヴァ書房, 1991年), などをみよ。
- 4) 景気循環について詳しくは, 西村・三輪編『日本の株価・地価』(東大出版会, 1990年), 野口悠紀雄『バブルの経済』(日本経済新聞社, 1992年), 宮崎義一『複合不況』(中公新書, 1992年), 保坂直達『バブル経済の構造分析』(日本評論社, 1994年), をみよ。
- 5) 労資関係の基本動向については, 前掲『日本経済の現状』1987年版(学文社, 1987年), 小池和男『仕事の経済学』(東洋経済新報社, 1991年), 戸塚・兵藤編『労使関係の転換と選択』(日本評論社, 1991年), 川人博『過労自殺』(岩波書店, 1998年), などが詳しい。
- 6) バブル期・労働運動に関しては, 熊沢誠『職場史の修羅を生きて』(筑摩書房, 1986年), 前掲『日本経済の現状』1987年版, 野原・藤田編『自動車産業と労働者』(法律文化社, 1988年), 草野厚『国鉄改革』(中公新書, 1989年), 立山学『JRの光と影』(岩波新書, 1989年), などが特に優れている。その鮮明な「闘いの実相」が印象的だといってよい。
- 7) この段階における社会保障展開の詳述は, 東大社研編『転換期の福祉国家』下(東大出版会, 1988年), 前掲『日本経済の現状』1992年版(学文社, 1992年), 川人博『過労死社会と日本』(花伝社, 1992年), 西谷敏『ゆとり社会の条件』(労働旬報社, 1992年), を参照のこと。
- 8) バブル期・金融政策に関して詳しくは, 宮崎義一『ドルと円』(岩波新書, 1998年), 植田和男『国際収支不均衡下の金融政策』(東洋経済新報社, 1992年), などが参照されてよい。
- 9) 財政政策展開の基本的方向については, 財政政策研究会『これからの財政と国債発行』(大蔵財務協会, 1986年), 館龍一郎『日本の経済』(東大出版会, 1991年), 吉川洋『日本経済とマクロ経済学』(日本経済新聞社, 1992年), などが, その独自の展開をみせている。
- 10) 広く「産業政策」として捉えた場合には, 以下の作品が興味深い。例えば, 伊藤元重他編『産業政策の経済分析』(東大出版会, 1988年), 船橋洋一『通貨烈烈』(朝日新聞社, 1988年), 今井賢一他編『日本の企業』(東大出版会, 1989年), が白熱の議論をみせる。
- 11) 80年代・日本資本主義の総合的展開については, 筆者とはその基本的視角を異にするが, 高内俊一他編『80年代日本の危機の構造』上・下(法律文化社, 1988年)などがある。さらに, ヨリ批判的な立場からは, 宇沢弘文『現代日本経済批判』(岩波書店, 1987年)がある。
- 12) 現代資本主義の諸問題については, 拙著『現代資本主義の史的構造』(御茶の水書房,

2008年)において多面的な考察をすでに加えた。また、現代資本主義の基軸をなす「現代国家」の体系的展開に関しては、拙著『資本主義国家の理論』(御茶の水書房, 2007年)をみよ。

- 13) これらの2つの段階については、拙稿「戦後再建と日本型現代資本主義の再編」(『経済論集』第29巻第1号, 2008年)および「高度経済成長と日本型現代資本主義の確立」(『経済論集』第29巻第2号, 2009年)においてすでに検討を終えているので、参照されたい。したがってこのような考察をふまえると、結局、「日本型現代資本主義」は、戦前期1930年代に「成立」し、その後、戦後において「再建→確立→変質」という過程を辿りつつ、最終的に、この「バブル期」においてその「変容」にこそ至った——と図式化可能である。まさしくその意味で、「バブル期」はその「到達点」に他ならないというべきであろう。